NISSAY

2025年6月改訂

ご契約のしおり
定款・約款

しおり番号：202506B

ニッセイ長期定期保険

スーパーフェニックス
ニッセイ長期定期保険

ジャストターム
ニッセイ長期定期保険

ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険

プラチナフェニックス
ニッセイ傷害保障重点期間設定型長期定期保険

ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険

フェニックスケア Plus
ニッセイ傷害死亡重点期間設定型介護保障保険

ニッセイ逓増定期保険

日本生命保険相互会社

はじめに

申込みにあたっては、「特に重要なお知らせ（『契約概要』『注意喚起情報』を含む）」の内容を確認・了解いただくとともに「ご契約のしおり－定款・約款」につきましても、必ず確認ください。

特に重要なお知らせ

これらをあわせて「特に重要なお知らせ」と呼びます

契約概要

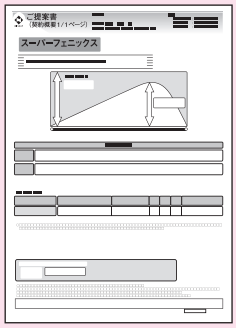

（ご提案の際または申込みの際にお渡ししています）

注意喚起情報

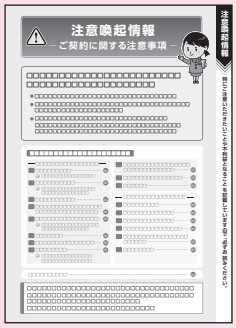

（申込みの際にお渡ししています）
（「注意喚起情報+ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」の巻頭に記載）

お申込内容　お客様控

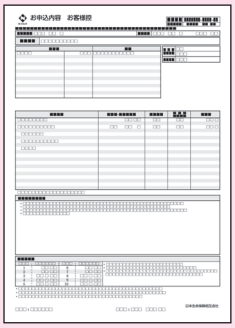

見直し前契約明細書
（保障見直し制度を利用の場合）

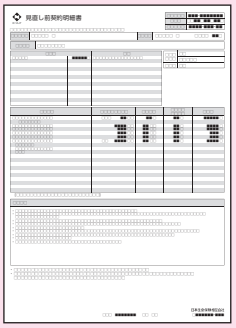

（申込みの際にお渡ししています）

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり－定款・約款」について

注意喚起情報

特にご注意いただきたいことや不利益となることを記載しています。 …▶ **申込みの際にお渡しします「注意喚起情報+ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」の巻頭に記載**

＋

ご契約のしおり－定款・約款

ご契約のしおり	ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。	…▶ **P.3～**
定　款	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載しています。	…▶ **規程-3～**
約　款	“ご契約のご加入から消滅までのとりきめ”を記載しています。	
お客様ID等に関する規程（個人向け）	お客様ID発行等、個人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。 契約日が2024年10月1日以前の場合はお客様ID規程が、 契約日が2024年10月2日以降の場合はログインID利用規程が適用されます。	
法人向けお客様ID規程	お客様ID発行等、法人のお客様のサービス利用に関するとりきめを記載しています。	

ご契約のしおり ・・・

保険用語の説明 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５

規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ １

○ 定款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ３

○ 約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ７

長期定期保険（有配当 2012）普通保険約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ １０
傷害保障重点期間設定型長期定期保険（有配当 2017）普通保険約款 ・・・・・・ 規程－ ２０
傷害死亡重点期間設定型介護保障保険（有配当 2025）普通保険約款 ・・・・・・ 規程－ ３１
逓増定期保険（有配当 2012）普通保険約款 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ４５
リビング・ニーズ特約（2012） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ５６
保険契約の見直しに関する特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ６０
保険料口座振替扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８０
保険料クレジットカード扱特約 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８２
保険料団体扱特約（甲） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８３
保険料団体扱特約（乙） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８４
事業保険扱特約（2012）（甲） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８５
事業保険扱特約（2012）（乙） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８６
別表 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ８７

○ ログインID利用規程・法人向けお客様ID規程 ・・・・・・・・・ 規程－９５

ログインＩＤ利用規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－ ９６
法人向けお客様ＩＤ規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 規程－１０４

ご契約のしおり

ご契約についての重要事項（告知義務、保障内容、保険金をお支払いできない場合、諸手続き等）をわかりやすく説明しています。

ご契約内容の確認

「契約内容通知書」が交付されましたら、次の表に記入・レ点チェックのうえ活用ください。

■ご契約情報の記入欄

契約番号	―	契約日	年　月　日
契約者			
被保険者			

■保険契約のチェック欄

（今回加入した保険契約に ☑ チェックしてください。）

○支払事由の詳細については、「７．保障内容」をあわせてお読みください。

ご契約のしおり参照ページ番号

□	長期定期保険	一定期間、死亡に備える保険	P30
□	傷害保障重点期間設定型長期定期保険	所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、傷害を原因とするかによらず死亡に備える保険	P31
□	傷害死亡重点期間設定型介護保障保険	所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、要介護状態と死亡に備える保険	P33
□	逓増定期保険	所定の期間経過後に毎年５０％の割合で保険金額が逓増し、一定期間、死亡に備える保険	P38
□	リビング・ニーズ特約 ＊	余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約	P39

＊　リビング・ニーズ特約は、長期定期保険・逓増定期保険に自動的に付加されます。

ご契約のしおりの見方

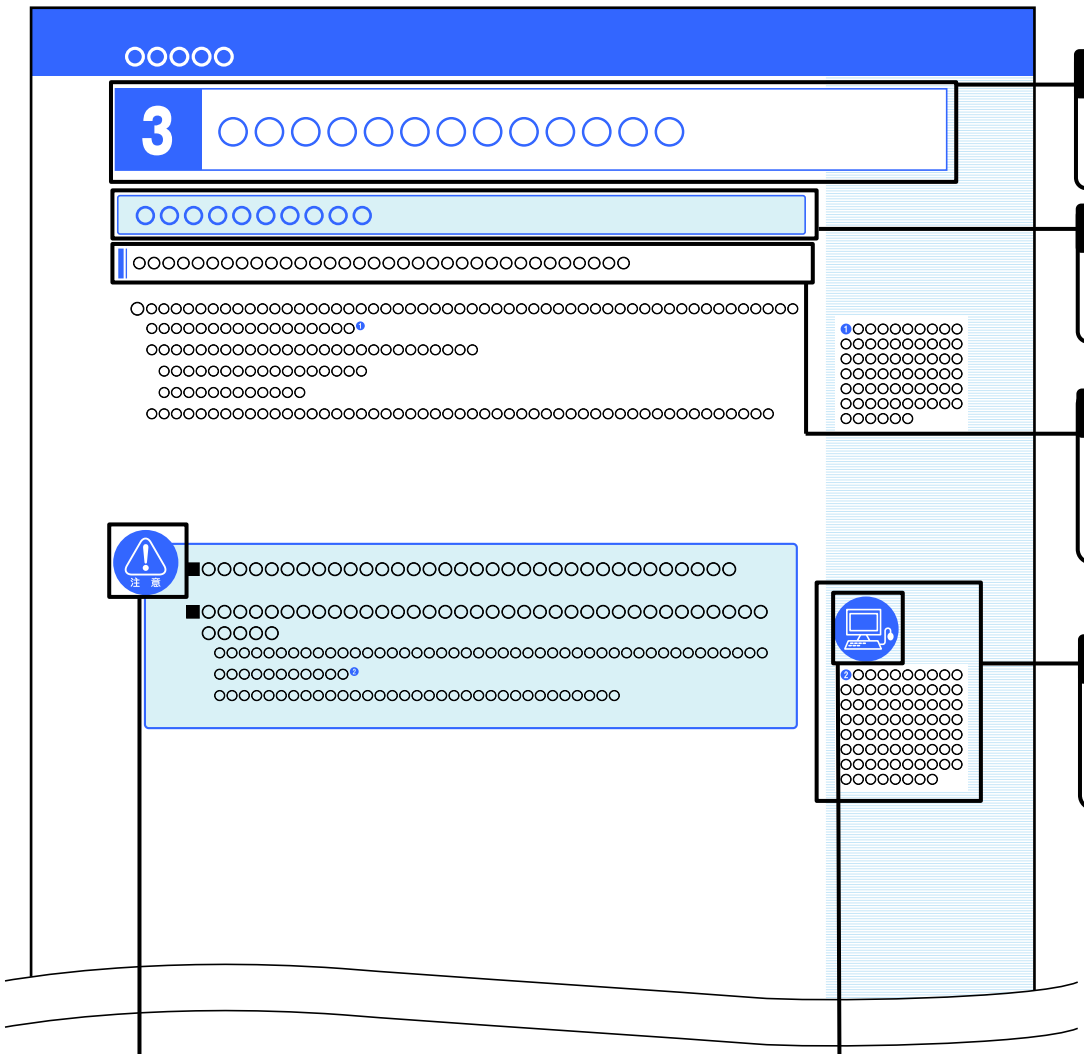
○○○○○
3 ○○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○

目的別もくじ

ご契約にあたって

この保険の特徴について知りたい

1．長期定期保険・傷害保障重点期間設定型長期定期保険・傷害死亡重点期間設定型介護保障保険・逓増定期保険の特徴 P8

7．保障内容 P30

申込みを撤回したい

2．申込みに際して・クーリング・オフ制度 P14

告知義務について知りたい

5．健康状態等の告知義務 P26

保険料について

保険料の払込方法を変えたい保険料をまとめて払いたい

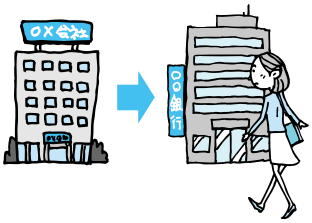

9．保険料の払込方法 P42

いつまでに保険料を払込むのか知りたい

10．保険料の払込期月・保険料期間 P44

保険料の払込みができなかった

11．保険料の払込みの案内とご契約の解除 P46

ご契約後について

保障内容を見直したい

18．ご契約後の保障内容の見直し・保障見直し制度　等 P67

解約したい

16．解約と解約払戻金 P61

受取人を変更したい

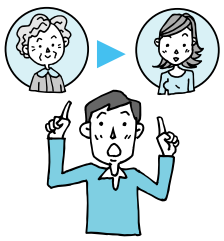

19．死亡保険金受取人の変更 P69

保険用語の意味については、「保険用語の説明」を確認ください。

いつから保障が開始されるのか知りたい

6．責任開始（保障の開始）と契約日 P29

保険料の負担を減らしたい

18．ご契約後の保障内容の見直し
・保険金額の減額
・保険料払込済の終身保険への変更 P68

住所・名前等が変わった

20．住所等の変更に伴う手続き P70

税金について知りたい

21．生命保険と税金 P71

被保険者が死亡した場合等、保険金の支払事由に該当した場合

保険金の請求の流れについて

12．保険金の請求 P47

受取人が請求できない場合

13．指定代理請求人による請求 P51

※保険金のお支払い等、詳しい説明については次の事項を確認ください。

保険金のお支払いの対象になるか？

7．保障内容 P30

保険金をお支払いできない場合

15．保険金をお支払いできない場合 P54

手続きについては、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口、ニッセイコールセンターまたは保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。

ニッセイコールセンター
０１２０－２０１－０２１（通話料無料）
＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞
０１２０－１４７－３６９（通話料無料）
保険金・給付金ダイヤル
０１２０－２７９－４８１（通話料無料）

受付時間　月～金曜日　９：００～１８：００
土曜日　９：００～１７：００
（祝日、１２／３１～１／３を除く）

1 長期定期保険・傷害保障重点期間設定型長期定期保険・傷害死亡重点期間設定型介護保障保険・逓増定期保険の特徴

長期定期保険

○長期定期保険は、一定期間中、被保険者の死亡に備えることができる保険です。

○長期定期保険の保険期間は、２０年超で、かつ保険期間満了時の被保険者の年齢が８０歳超となる、当社の定める期間内で指定ください。

○リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。

≪長期定期保険のイメージ≫

【例】保険金額：３，０００万円
保険期間：６０年

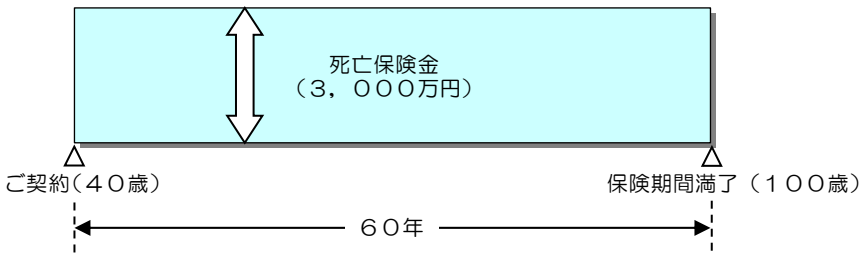

注意

■長期定期保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■長期定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

傷害保障重点期間設定型長期定期保険

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険は、被保険者の死亡に備えることができる保険です。第１保険期間中は傷害による死亡に重点的に備え、第２保険期間中は傷害を原因とするかによらず死亡に備えることができます。

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険の保険期間は、２０年超で、かつ第１保険期間が１０年以上となる、当社の定める期間内で指定ください。
保険期間の区分は以下のとおりとなります。
①第１保険期間：契約日からご契約時に指定した所定の期間の満了日まで
②第２保険期間：第１保険期間の満了日の翌日から保険期間の満了日まで

≪傷害保障重点期間設定型長期定期保険のイメージ≫

【例】保険金額：３，０００万円
保険期間：６０年　（第１保険期間：２０年　第２保険期間：４０年）

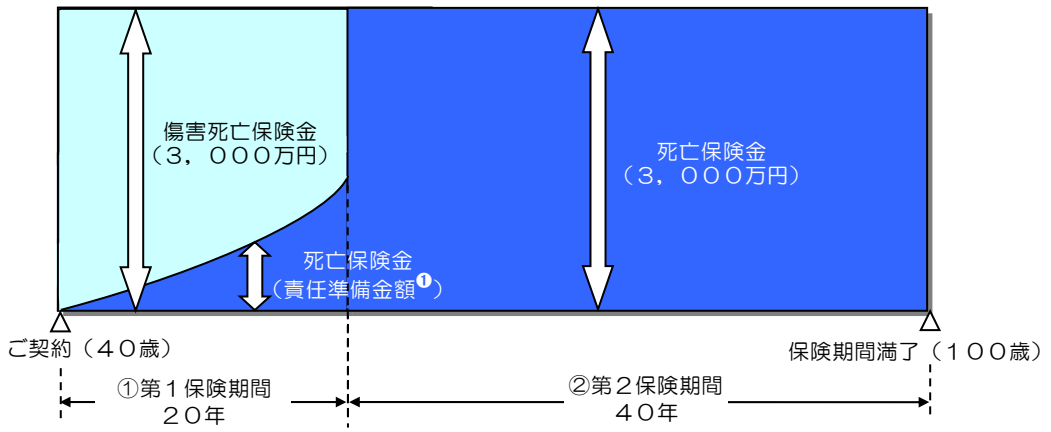

❶責任準備金額
責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

注意

■第１保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■ご契約時に指定した第１保険期間の年数を変更することはできません。

■傷害保障重点期間設定型長期定期保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■傷害保障重点期間設定型長期定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

傷害死亡重点期間設定型介護保障保険

○傷害死亡重点期間設定型介護保障保険は、被保険者の要介護状態と死亡に備えることができる保険です。第１保険期間中は傷害による死亡に重点的に備え、第２保険期間中は要介護状態と死亡に備えることができます。

○傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の保険期間は、２０年超で、かつ第１保険期間が５年以上となる、当社の定める期間内で指定ください。
保険期間の区分は以下のとおりとなります。
①第１保険期間：契約日からご契約時に指定した所定の期間の満了日まで
②第２保険期間：第１保険期間の満了日の翌日から保険期間の満了日まで

≪傷害死亡重点期間設定型介護保障保険のイメージ≫

【例】保険金額：３，０００万円
保険期間：６０年　（第１保険期間：２０年　第２保険期間：４０年）

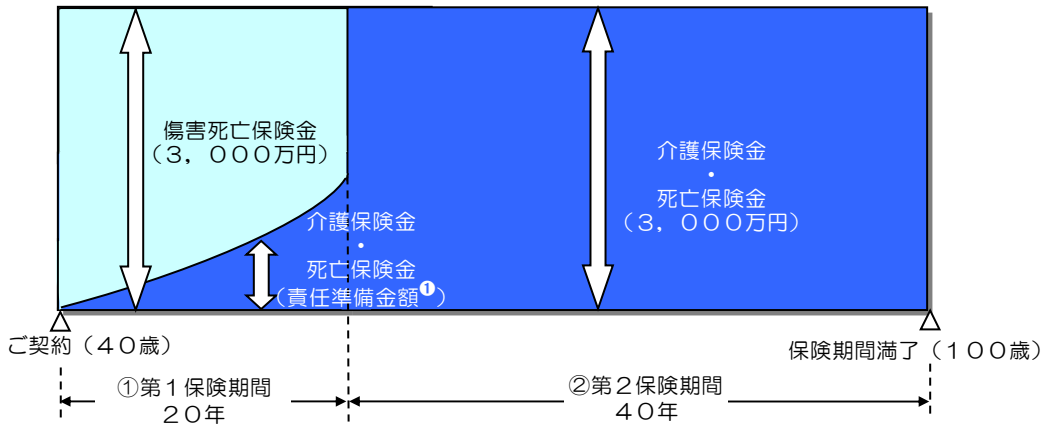

❶責任準備金額
責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

注意

■第１保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■第１保険期間中に介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は保険金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■ご契約時に指定した第１保険期間の年数を変更することはできません。

■傷害死亡重点期間設定型介護保障保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■傷害死亡重点期間設定型介護保障保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

■傷害死亡重点期間設定型介護保障保険は、以下の契約形態のみの取扱いとなります。（契約者の変更や受取人の変更によって、以下の契約形態以外にすることはできません。）

契約者	被保険者	死亡保険金・介護保険金の受取人
法人	役員	契約者である法人

逓増定期保険

○逓増定期保険は、一定期間中、被保険者の死亡に備えることができる保険です。

○逓増定期保険の各保険年度の保険金額は、ご契約時に契約者が指定する期間経過後に毎年５０％の割合で逓増し、基本保険金額の５倍になると、その後は一定となります。

○保険金額が増えても、保険料は一定です。

○リビング・ニーズ特約が自動的に付加されます。

≪逓増定期保険のイメージ≫

【例】基本保険金額：１，０００万円
保険期間　　：３０年

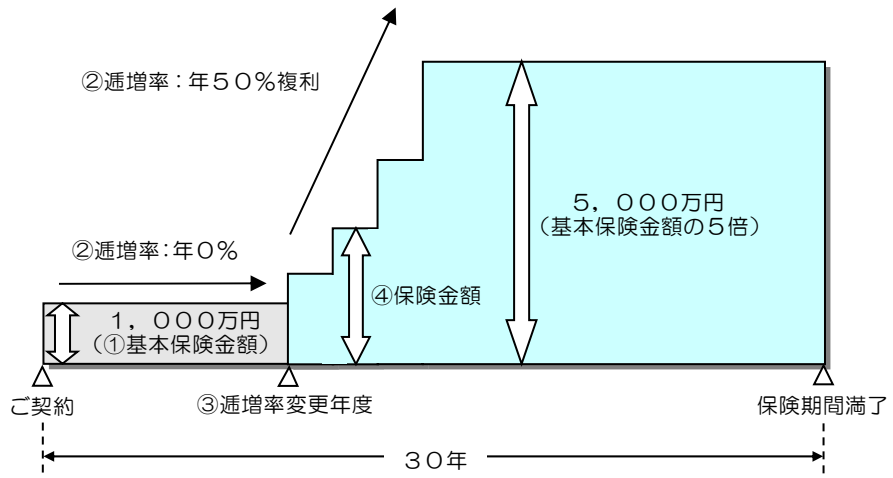

①基本保険金額とは、ご契約時に契約者の申出によって定めた保険金額です。

②逓増率とは、保険金額が逓増する割合のことで、逓増率変更年度の前後で、次のとおりとなります。

- 逓増率変更年度の直前の保険年度まで…年０％
- 逓増率変更年度以後　　…年５０％複利

③逓増率変更年度とは、逓増率が変更する保険年度のことで、ご契約時に次の保険年度から所定の範囲内で指定いただきます。

- 第６保険年度　・第８保険年度　・第１０保険年度　・第１５保険年度

④各保険年度の保険金額は次のように計算されます。

保険金額＝基本保険金額×基本保険金額に乗じる率❶

❶基本保険金額に乗じる率
基本保険金額に乗じる率は、逓増率にもとづき計算します。詳細は、別表３を確認ください。

注意

■逓増定期保険は単独での加入となります。
他の保険契約と組み合わせて加入することはできません。

■逓増定期保険には、保険期間が満了する際に更新する取扱いおよび保険期間満了時の満期保険金はありません。

当社において、一般的に「ご契約」という場合、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険のことをいいます。❶
また、「保険契約」という場合は、終身保険や定期保険等それぞれの保険のことをいいます。❷

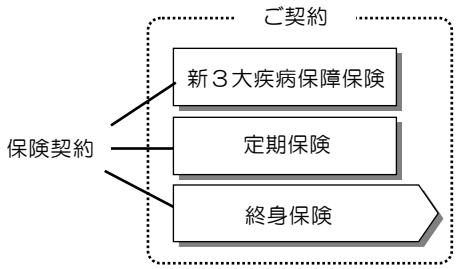

長期定期保険のように、１種類の保険契約に単独で加入した場合、その保険契約のことを「ご契約」ともいいます。❷

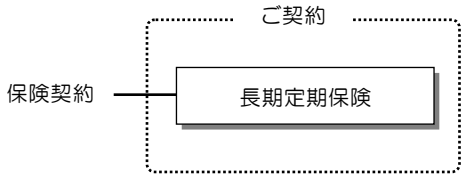

❶この他にも、複数の保険契約を組み合わせた一体の保険を「パッケージ」ということもあります。

❷特に記載がない限り、付加されている特約を含みます。

高額割引制度

保障の大きさに応じた所定の保険料の割引（高額割引制度）が受けられます。

○割引適用基準額が３,０００万円以上の場合、高額割引制度が適用され、保険料の割引が受けられます。
５,０００万円以上の場合には、さらなる割引の優遇を受けられます。

○割引適用基準額とは、高額割引制度の適用を判定するための基準となる額をいい、ご契約１件単位で計算します。
対象となる保険契約および割引適用基準額の計算に用いる額は、次のとおりです。

割引および割引適用基準額の対象となる保険契約	割引適用基準額の計算に用いる額
長期定期保険、 傷害保障重点期間設定型長期定期保険、 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険	保険金額
逓増定期保険	基本保険金額に所定の率を乗じた金額

○高額割引制度の適用イメージは次のとおりです。

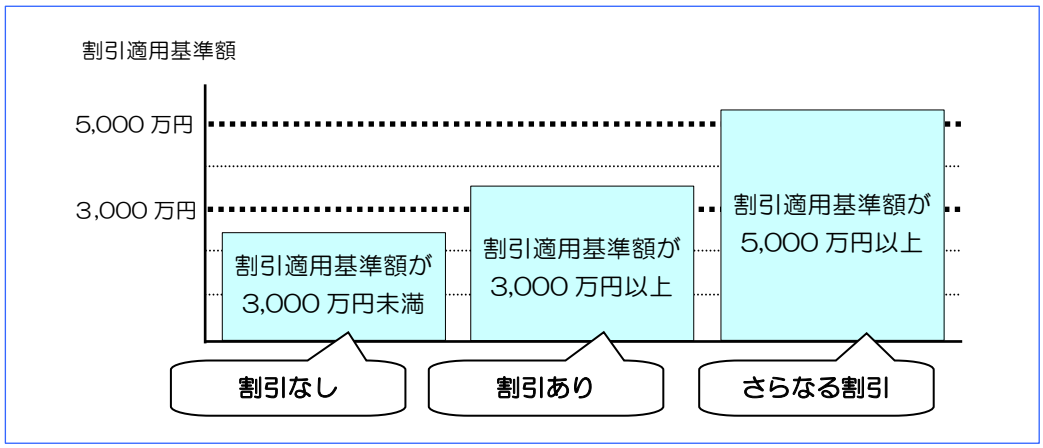

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。
新たなご契約に加入する場合には、その時点での取扱内容が適用されます。

注意

■減額等により割引適用基準額が変更された場合には、割引額を変更することや高額割引制度の適用がなくなることがあります。

■保険料を前納する場合、高額割引制度による割引がないものとして保険料前納金をいただきますが、毎年保険料として充当する際に、高額割引制度による割引を行います。（保険料前納期間が終了した場合等に、残額を払戻します。）

2 申込みに際して

ご契約の成立

ご契約は、お客様からの申込みを当社が承諾したときに成立します。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。

○当社の生命保険募集人❶は、契約締結の代理権を有さないため、申込みを承諾する権限がなく、ご契約を成立させることができません。（当社の生命保険募集人は、契約締結の媒介を行います。）

≪契約締結の「媒介」と「代理」について≫

- 媒介　⇒　生命保険募集人が契約締結の「媒介」を行う場合は、ご契約の申込みに対して保険会社が承諾したときにご契約は成立します。
- 代理　⇒　生命保険募集人が契約締結の「代理」を行う場合は、生命保険募集人がご契約の申込みに対して承諾をすればご契約は成立します。

❶生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

クーリング・オフ制度

ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
ただし、申込者または契約者が法人の場合、当制度は利用できません。

○ご契約の申込日または「注意喚起情報＋ご契約のしおり－定款・約款（共通版）」を受取った日のいずれか遅い日から、その日を含めて８日以内であれば、書面または電磁的記録による申出により、ご契約の申込みの撤回またはご契約の解除ができます。
（保障見直し制度❷を利用した場合には、制度利用前のご契約に戻します。）

❷保障見直し制度
「３．申込みに際して保障見直し制度を利用する場合」参照

≪例≫

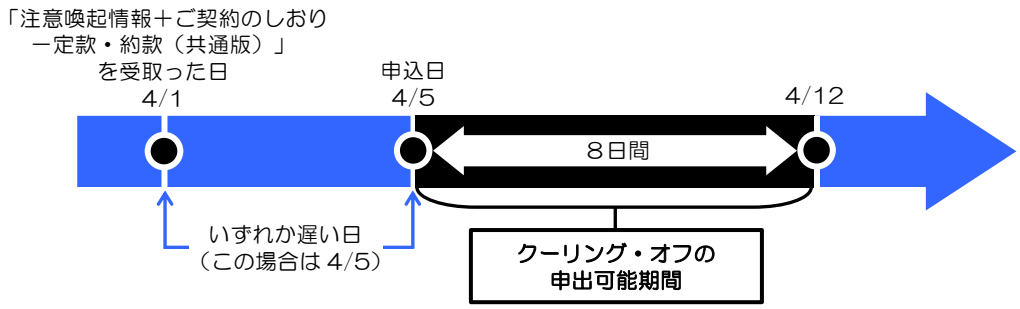

○クーリング・オフを行った場合で、すでに払込みいただいた保険料があるときには、当社はその金額を返金します。

注意

■申込者または契約者が法人の場合のほか、当社指定の医師による診査後の場合も当制度は利用できません。

※具体的な申出方法（書面・電磁的記録）については次ページを確認ください。

次ページにつづく

≪申出方法（書面・電磁的記録）≫

【書面の場合】

・クーリング・オフは、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じます。郵便により前ページの期間内（８日以内の消印有効）に、取扱いの営業部またはニッセイ・ライフプラザ宛に申出ください。

・書面には、申込みの撤回または保険契約の解除の意思を明記し、申込者または契約者のお名前・住所・生年月日を記入ください。

＜記載事項＞
・申込みを撤回もしくはご契約を解除する意思
（理由の記載は任意）
・申込者または契約者のお名前・住所・生年月日

（記入例）

日本生命保険相互会社　行

私は保険契約の申込みの撤回を行います。
（理由）〇〇〇〇〇〇

申込者（契約者）　日生　太郎

住所　〇〇県〇〇市〇〇町×丁目×番地×号

生年月日　〇〇〇〇年〇月〇日

【電磁的記録の場合】

・当社では、電磁的記録による申出の主たる窓口として、当社ホームページをご案内しています。
・当社ホームページから前ページの期間内（８日以内）に申出ください。
・当社ホームページに記載の手順に沿って必要事項を入力してください。

申込みに際してのご留意点

（１）当社の確認担当職員❶が、申込内容等の確認をお願いすることがあります。

○当社の確認担当職員が、訪問または電話により、契約者・被保険者に次の事項の確認をお願いすることがあります。

- 申込内容がお客様の意向に沿っているか
- 告知内容に相違がないか
- 登録いただいたお客様情報に相違がないか
- 「生命保険のご契約に関する重要書類」を受取りいただいたか　　等

○訪問の際には、本人確認をいたします。次のいずれかの書類を提示ください。

- マイナンバーカード（表面）　・運転免許証
- パスポート　　等

（２）「契約内容通知書」を確認ください。

○当社がご契約の申込みを承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書」を交付します。
当通知書にはご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載しておりますので、大切に保管ください。

○「契約内容通知書」が交付されましたら、申込内容と相違がないか確認ください。
万一、ご契約内容に相違や不明な点がありましたら、当社まで連絡ください。

○「契約内容通知書」は、ご契約の成立時のみ交付します。
「契約内容通知書」を紛失した場合、再交付はできませんが、ご契約内容については、当社ホームページにて確認いただけます。
（書面での確認をご希望の場合は、当社まで連絡ください。）

（３）「お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ❷」を確認ください。

○当社は契約者に「お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ」を送付し、「お客様番号（お客様ＩＤ）発行」ならびに「暗証番号・パスワード登録」等について案内します。❸

❶確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

❷お客様番号（お客様ＩＤ）のお知らせ
すでに当社の保険にご契約いただいており、「お客様番号（お客様ＩＤ）」をお持ちのお客様には送付しません。

❸「お客様番号（お客様ＩＤ）」等の詳細は、「ログインＩＤ利用規程」、「法人向けお客様ＩＤ規程」および当社ホームページ等を確認ください。

3 申込みに際して保障見直し制度を利用する場合

※当項目については、現在のご契約の加入時期に応じて、次のとおり参照箇所が異なります。

	現在のご契約	参照箇所
（1）	契約日が ２０１２年４月１日以前	・「保障見直し制度とは」 ・「見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合」
（2）	契約日が ２０１２年４月２日以降❶	・「保障見直し制度とは」 ・「見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合」

なお、上記（1）（2）のご契約をあわせて保障見直し制度を利用し、１つの新しいご契約に加入する場合は、それぞれの参照箇所を確認ください。

❶契約日が２０１２年４月２日以降の場合でも、現在のご契約がこの保険の発売前の保険（ＥＸシリーズ）のときは、「契約日が２０１２年４月１日以前」に含みます。

保障見直し制度とは

現在のご契約の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を新しいご契約の保険料の一部に充当して、保障内容を見直すことができる制度です。

①保障見直し制度の特徴としくみ

○ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用することで、保障内容を見直すことができます。

○現在のご契約（見直し前契約❷）の責任準備金や配当金・据置金等の合計額を「見直し価格（下取り価格）」として計算し、新しいご契約（見直し後契約）の保険料の一部に充当します。

○見直し価格（下取り価格）は、次のとおり計算します。

見直し価格（下取り価格）	＝	見直し価格基準額	－	見直し価格差引額❸
		・責任準備金 ・配当金 ・据置金　等		・契約貸付の元利金 ・未払込保険料

❷見直し前契約
複数の保険契約を組み合わせている場合、各保険契約が見直し前契約となります。

❸見直し価格差引額
現在のご契約に自動振替貸付の元利金がある場合は、見直し価格差引額に自動振替貸付の元利金を加えて計算します。

≪保障見直し制度の利用例≫

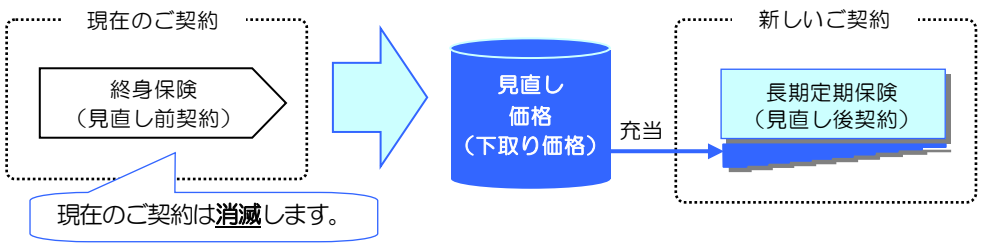

○保障見直し制度利用後に毎回払込む保険料は、見直し後契約の保険料から充当保険料（充当価格❶から充当される保険料）を差引いた金額となります。

≪保険料充当のしくみ≫

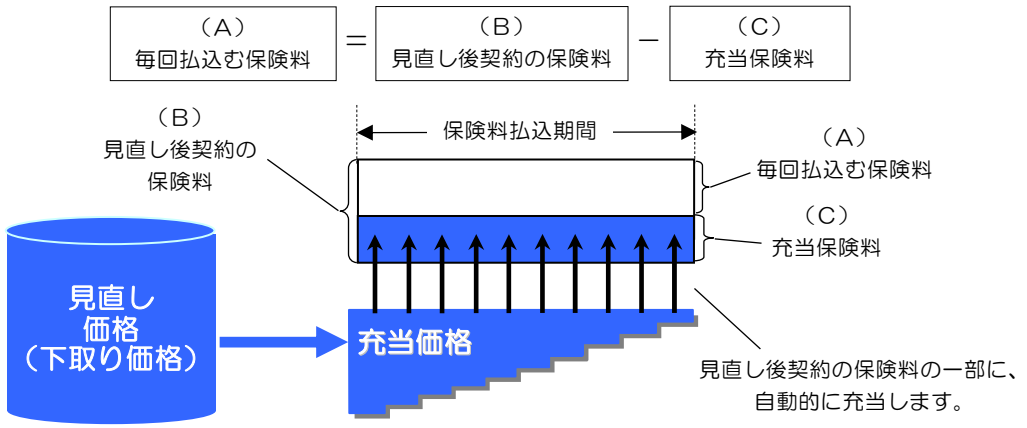

○見直し後契約が消滅等❷する場合は、充当価格の残額❸があれば契約者にその金額を払戻します。❹ただし、見直し後契約を解約等した場合には、見直し後契約の経過期間により、充当価格の残額から所定の金額を差引くことがあります。

注意

■見直し前契約が次に該当する場合、保障見直し制度を利用できません。
- 有効に継続していない場合
- 契約日等❺から２年を経過していない場合
- 保険料の払込みが免除された場合　　等

■見直し後契約の契約者および被保険者は、見直し前契約の契約者および被保険者と、それぞれ同一人となります。

■見直し前契約の配当金・据置金は、見直し価格として見直し後契約の保険料の一部に充当されるため、引出すことができなくなります。

■見直し前契約は、見直し後契約の責任開始時に消滅します。
「見直し価格差引額」は、見直し前契約の消滅時に精算されたものとします。

■保険金のお支払いにより見直し後契約が消滅する場合、その消滅する見直し後契約の充当価格の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

❶充当価格
見直し後契約の保険料の一部に充当される見直し価格をいいます。

❷消滅等
ご契約の減額等を含みます。

❸充当価格の残額
リビング・ニーズ特約の特約保険金のお支払いによる場合は、６カ月を経過した日における金額となります。

❹未払込保険料がある場合、充当価格の残額から未払込保険料を差引く場合があります。

❺契約日等
最後の復活日、復旧日、増額・途中付加日、更新日、追加契約日、変更日等を含みます。

②保障見直し制度を利用する際の主な注意点

○保障見直し制度を利用することで、現在のご契約の保障内容、保険金額、給付金額、保険期間、保険料払込期間、保険料、解約払戻金額、配当金、据置金、契約貸付可能金額等は変更され、全く新しいご契約となります。

保障内容	見直し後契約が傷害保障重点期間設定型長期定期保険、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の場合で、第１保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。
	見直し後契約が傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の場合で、第１保険期間中に介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は保険金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 ・第２保険期間中に介護保険金の支払事由に該当した場合でも、次のいずれかが明らかであると当社が認めたときは、第１保険期間の満了日に介護保険金の支払事由に該当したものとみなして取扱います。❶ ー公的介護保険制度に定める要介護２以上に相当する状態に該当したのが第１保険期間中であること ー所定の要介護状態に該当した日から、その要介護状態が１８０日継続した日が第１保険期間中であること
保険料	保険料の基礎となる予定利率、予定死亡率等は見直し前契約と見直し後契約とで異なることがあります。 ・見直し後契約の保険料は、保障見直し制度利用時の年齢・保険料率により計算します。 ・見直し後契約の予定利率が見直し前契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	通常のご契約の加入時と同様に告知義務があります。 ・見直し後契約の責任開始の日❷を起算日として、告知義務違反❸による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、見直し後契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、見直し後契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために、見直し後契約が解除・取消となることがあります。
	見直し直後は、見直し前契約に比べ、通常、契約貸付制度❹により貸付できる金額が低くなります。
	見直し直後に見直し後契約を解約した場合、見直し前契約に比べ、解約払戻金が少なくなることがあります。

注意

■上記以外にも、見直し後契約の保障内容等が見直し前契約と異なることにより、不利益となることがあります。

具体的な不利益事項については、申込みの際にお渡しする「契約概要」や「見直し前契約明細書」等にて、見直し前契約と比較のうえ、確認ください。

❶「７．保障内容」の「③傷害死亡重点期間設定型介護保障保険」の「介護保険金のお支払い例」参照

❷**責任開始の日**
「６．責任開始（保障の開始）と契約日」参照

❸**告知義務違反**
「５．健康状態等の告知義務」参照

❹**契約貸付制度**
「１７．契約貸付制度」参照

③保障見直し制度利用後の取扱い

○見直し後契約について、告知義務違反による解除事由に該当する場合等でも、当社所定の基準にもとづき、見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がある場合は、見直し後契約の保障の範囲内で、見直し後契約を継続できる場合があります。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分については、当社所定の基準により解除します。

≪見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合の取扱例≫

見直し後契約の締結時に告知義務違反があった場合
見直し前契約：終身保険（保険金額３，０００万円）
見直し後契約：長期定期保険（保険金額５，０００万円）

見直し前契約の保障の範囲をこえない部分（長期定期保険３，０００万円）は継続して保障します。
また、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分（長期定期保険２，０００万円）は解除します。

○見直し後契約のうち、見直し前契約の保障の範囲をこえる部分が解除される場合に解約払戻金があるときは、当社は、その解約払戻金から解除される部分に対応する未払込保険料を差引いた金額をお支払いします。

注意

■見直し後契約と保障内容が同一の見直し前契約がない場合は、見直し後契約は継続せず、告知義務違反として当社所定の基準により解除します。

■見直し後契約が継続する場合は、見直し後契約の約款・保険料率等が適用されます。

■保障見直し制度利用後は、見直し前契約に戻すことはできません。[1]
例えば、見直し後契約が告知義務違反に該当し、その一部が解除されたため見直し後契約の保障内容が変更される場合でも、見直し前契約に戻すことはできません。

■詐欺による取消または不法取得目的による無効に該当した場合、見直し後契約は消滅し、すでに払込まれた保険料および充当価格の残額は払戻しません。

[1]保障見直し制度を利用する際の主な注意点については、前ページを確認ください。

見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合

①保障見直し制度を利用する際の主な注意点

保障内容	見直し後契約では、次の保険金等のお支払いがなくなる等、見直し前契約から保障内容が変更されます。❶ ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保障の対象	見直し後契約では、保障の対象は被保険者本人のみとなります。 ・家族型等による、被保険者の家族を対象とする保障はありません。
制度等	見直し後契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。❷ ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。❸
	見直し後契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。❹

❶見直し後契約の保障内容の詳細は、「７．保障内容」を確認ください。

❷詳細は、「１１．保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

❸契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「１７．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❹詳細は、「１６．解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

②保障内容の見直し方法について

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**消滅します。**
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が１件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
特約変更制度	現在のご契約を解約することなく、変更する特約の責任準備金を新しい特約の一部に充当する方法です。	現在のご契約の主契約等の保障内容は変えずに、所定の特約のみ新しい特約に変更することができます。	変更日の直前の契約応当日における年齢、変更申込日の保険料率により変更後特約の保険料を計算し、責任準備金を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**変更対象となる特約は消滅し、**主契約および変更対象とならない特約は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。（減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。）	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。（保険金額等は、通常、小さくなります。）	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。**付加されている特約（リビング・ニーズ特約を除く）は消滅します。**

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

見直し前契約の契約日が２０１２年４月２日以降の場合（※）

※契約日が２０１２年４月２日以降の場合でも、見直し前契約がこの保険の発売前の保険（ＥＸシリーズ）のときは、「見直し前契約の契約日が２０１２年４月１日以前の場合」を確認ください。

○保障内容の見直しにあたっては、次の方法もありますので、あわせて検討ください。

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
保障見直し制度	現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当する方法です。	保障額の見直しと同時に、保険種類や期間等を総合的に変更することができます。	保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの保険料を払込みいただきます。	**消滅します。**
一部保障見直し制度	組み合わせた一部の保険契約の責任準備金等（見直し価格）を見直し後の保険契約の保険料の一部に充当する方法です。	必要な保障は継続しつつ、保障額の見直しや保険種類、期間等を総合的に変更することができます。	一部保障見直し制度の利用時の年齢・保険料率により、見直し後の保険契約の保険料を計算し、見直し価格を充当したあとの見直し後の保険契約の保険料を、見直し対象とならない保険契約の保険料と合算して払込みいただきます。	**見直し対象となる保険契約は消滅し、**見直し対象とならない保険契約は継続します。
保障追加制度	現在のご契約に、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせる方法です。	現在のご契約はそのまま継続しつつ、新たに加入する保険契約を追加で組み合わせることができます。	保障追加制度利用時の年齢・保険料率により新たに加入する保険契約の保険料を計算し、現在のご契約の保険料と合算して払込みいただきます。	継続します。
終身変更制度	現在ご加入の保険契約を、毎年の契約応当日に終身保険または保険期間が終身の保険契約に変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	現在ご加入の定期保険の全部または一部を、診査や告知なしで終身保険にする等の変更ができます。	終身変更制度の利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	**変更前の保険契約のうち、変更対象となる部分は消滅し、**変更対象とならない部分は継続します。
更新時・指定年齢到達時の保障内容の変更	更新時・指定年齢到達時に保険契約の保険期間等を変更する方法です。 （保障額は変更前の保険契約と同額以下となります。）	更新時・指定年齢到達時に診査や告知なしで保険期間等を変更することができます。	制度利用時の年齢・保険料率により変更後の保険契約の保険料を計算し、払込みいただきます。	**変更対象となる保険契約は消滅します。**

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

次ページにつづく

方法	しくみ	特徴	保険料	現在のご契約
追加契約	現在のご契約とは別に、新しいご契約に加入いただく方法です。ご契約が１件増えます。	現在のご契約はそのまま継続し、別のご契約に加入いただくことで、保障を充実することができます。	加入時の年齢・保険料率で計算した、別の新しいご契約の保険料を払込みいただきます。	継続します。
年金支払への移行	終身保険の死亡保障に代えて、年金を受取る方法です。（通常、年金額の総額は、年金支払の移行対象となる死亡保険金額より小さくなります。）	保険料払込期間経過後のいずれかの契約応当日に、終身保険の全部または一部について、将来の死亡保険金のお支払いに代えて、年金支払に移行することができます。	当制度は保険料払込期間経過後のお取扱いのため、以後の保険料の払込みは不要です。	終身保険のうち、**年金支払の移行対象となる部分は消滅し、**移行対象とならない部分は継続します。
保険金額等の減額	所定の範囲内で保障額を減額し、現在のご契約を解約することなく保険料の負担を軽くする方法です。	現在のご契約の保障額を減らすことで、保険料の払込みの負担を軽くすることができます。	減額したあとの所定の保険料を払込みいただきます。（減額分の解約払戻金がある場合には、お支払いします。）	保障額が減額された状態で継続します。
払済保険への変更	現在のご契約の解約払戻金を一時払の保険料に充当して保険料払込済の保険契約に変更する方法です。（保険金額等は、通常、小さくなります。）	現在のご契約の保険料の払込みを中止し、保険料払込済の保険契約に変更することができます。	以後の保険料の払込みは不要となります。	保険料払込済の保険契約として継続します。**組み合わせた複数の保険契約のうち、払済保険に変更する保険契約以外の保険料払込中の保険契約は消滅します。**

※上記の方法は、契約日やご契約内容等によって取扱いできない場合があります。
詳しくは、当社までお問合せください。

4 申込みに際して現在のご契約を解約・減額して新しいご契約に加入する場合

現在のご契約を解約・減額し、新しいご契約に加入する場合、次の点が不利益となります。

＜現在のご契約について不利益となる点＞

解約払戻金	解約・減額の際にお支払いする金額は、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。 保険種類やご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごく少額です。
配当金	解約・減額した場合は、解約・減額せずにご契約を継続した場合に比べて、配当金が少なくなることがあります。 また、ご契約後、所定年数を経過したご契約に対する配当の権利等を失う場合があります。

＜新しいご契約について不利益となる点＞

保障内容	新しいご契約では、現在のご契約から保障内容が変更されます。 新しいご契約には、次の保障はありません。 ・高度障がい保険金 ・所定の高度障がい状態または身体障がい状態該当時の将来の保険料の払込みの免除
保険料	保険料の基礎となる予定利率・予定死亡率等は、現在のご契約と新しいご契約とで異なることがあります。 ・新しいご契約の予定利率が現在のご契約の予定利率より低い場合、通常、保険料が高くなります。
制度等	新しいご契約では、保険料の払込みがない場合、保険料の払込みの案内を行ったうえで、ご契約を解除します。❶ ・解除されたご契約をもとに戻すことはできません。 ・保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。❷
	ご契約時に健康状態等を告知する義務があります。 ・新しいご契約の責任開始の日❸を起算日として、告知義務違反❹による解除の規定が適用されます。また、詐欺による取消の規定等についても、新しいご契約の締結に際しての詐欺の行為等が適用の対象となります。 ・告知が必要な傷病歴等がある場合は、新しいご契約の引受けができなかったり、その告知をしなかったために新しいご契約が解除・取消となることがあります。
	新しいご契約を解約する場合、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。❺
保険金のお支払い	現在のご契約のままであれば、保険金をお支払いできる場合であっても、新しいご契約では、責任開始の日から３年以内の自殺の場合等について、保険金をお支払いできないことがあります。

❶詳細は、「１１．保険料の払込みの案内とご契約の解除」を確認ください。

❷契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

詳細は、「１７．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❸責任開始の日
「６．責任開始（保障の開始）と契約日」参照

❹告知義務違反
「５．健康状態等の告知義務」参照

❺詳細は、「１６．解約と解約払戻金」の「解約と解約払戻金」を確認ください。

5 健康状態等の告知義務

告知義務とは

契約者や被保険者は、ご契約時に健康状態等を当社に告知する義務があります。❶

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人や危険度の高い職業に従事されている人等が無条件に加入すると、保険料負担の公平性が保たれません。したがって、契約者や被保険者には、健康状態等について当社に告知する義務があります。

❶告知に加え、診査が必要となる場合があります。

告知の方法

契約者や被保険者は、「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）ください。

○告知事項は「告知書❷」に記載しています。
また、当社指定の医師による診査を受ける際には、「告知書」に記載の事項のほか、医師が口頭で告知を求める場合がありますので、同様に事実をありのまま正確にもれなく告知ください。

○告知にあたり、生命保険募集人❸が、傷病歴や健康状態等について事実を告知いただかないよう依頼や誘導をすることはありません。

❷告知書
当社所定の端末を使用する方法を含みます。

❸生命保険募集人
当社職員、募集代理店および募集代理店の取扱担当者をいいます。

注意

■当社指定の医師以外の職員に口頭で伝えただけでは告知にはなりません。
「告知書」に記入したことと、当社指定の医師に口頭で伝えたことが告知となります。
生命保険募集人や当社の確認担当職員❹には告知を受ける権限がありません。
そのため、これらの者に口頭で伝えたり、健康診断の結果資料等を提示したりしても告知にはなりません。

❹確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

告知義務違反

「告知義務違反」があった場合、当社はご契約を解除することがあります。

○契約者や被保険者の故意または重大な過失により、事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。（＊）
この場合、すでに払込まれた保険料は払戻さず、解約払戻金があれば、その金額を契約者にお支払いします。❶

○告知義務違反によるご契約の解除に関する取扱いは、「責任開始❷の日から告知義務違反が判明するまでの期間」によって、次のとおりとなります。

≪責任開始の日から２年以内に告知義務違反が判明したケース≫

告知義務違反としてご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。

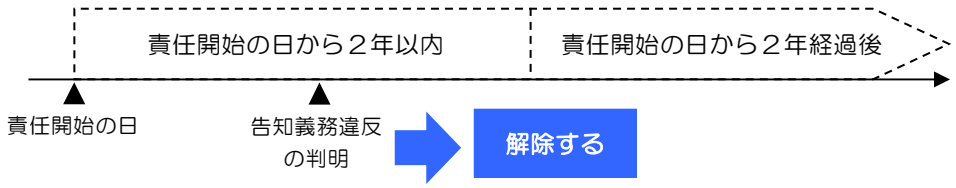

≪責任開始の日から２年経過後に告知義務違反が判明したケース≫

告知義務違反による解除を行いません。

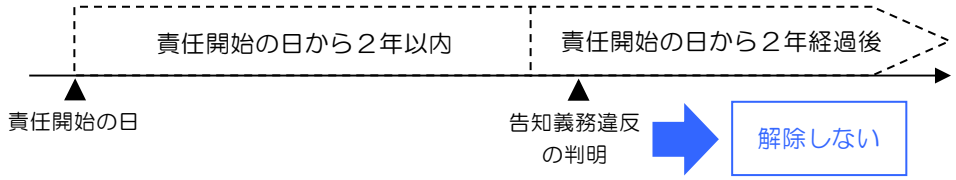

ただし、責任開始の日から２年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。❸
この場合、保険金をお支払いできません。

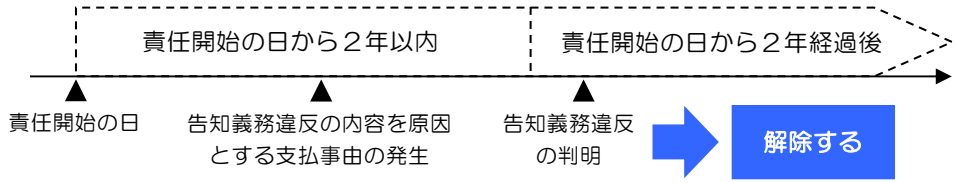

○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金をお支払いします。

○告知義務違反としてご契約を解除する場合以外にも、保険金をお支払いできないことがあります。例えば、告知義務違反の内容が特に重大な場合、上記にかかわらず、詐欺による取消❹を理由として、ご契約を取消すことがあります。この場合、保険金のお支払いができず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（＊）告知にあたり、生命保険募集人が、傷病歴や健康状態等について告知をすることを妨げた場合、告知をしないことを勧めた場合または事実と異なることを告げることを勧めた場合、当社はご契約を解除することはできません。
（こうした生命保険募集人の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告知しなかったかまたは事実と異なることを告知したと認められるときには、当社はご契約を解除することがあります。）

❶未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

❷**責任開始**
「６．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

❸責任開始時前に原因が生じていたことにより、保険金が支払われない場合も同様の取扱いとなります。

❹**詐欺による取消**
「１５．保険金をお支払いできない場合」参照

傷病歴等がある場合のご契約の引受け

傷病歴等があっても、加入できる場合があります。

○傷病歴・通院事実等を告知した場合、後日所定の診査や追加の詳しい告知等が必要となることがあります。

○告知等の結果をふまえ、当社は次のいずれかのとおり取扱います。
- 申込内容どおり引受ける。
- 特別な条件❶をつけたうえで、引受ける。
  この場合には、「特別条件付契約のしおり」をお渡しします。このしおりで示した条件を了解いただければ、当社の承諾によりご契約は成立します。その場合、所定の「承諾書」に署名ください。❷
- 今回はお断りする。

❶特別な条件
次の特別な条件をつけて引受けることがあります。
・保険料の割増
・保険金の削減
等

❷契約者が法人の場合、署名に加え押印が必要です。

6 責任開始（保障の開始）と契約日

責任開始（保障の開始）

当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時から、当社は契約上の責任（保障）を開始します。

○ご契約は、ご契約の申込みを当社が承諾した場合に成立します。

○承諾した場合は、契約者に「契約内容通知書❶」を交付します。

❶契約内容通知書
「2．申込みに際して」の「申込みに際してのご留意点」参照

≪責任開始（保障の開始）の例≫

○当社がご契約の申込みを承諾した場合、申込みと告知がともに完了した時にさかのぼって、責任（保障）を開始します。

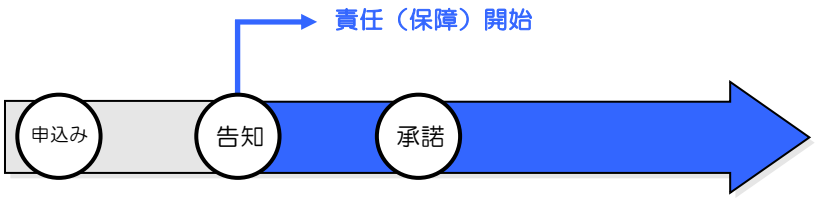

契約日

契約日は「契約内容通知書」で確認できます。

○月払契約の申込みの際に、次のいずれかの特約を付加した場合、契約日は責任開始の日の属する月の翌月１日となります。

- 保険料口座振替扱特約
- 保険料クレジットカード扱特約
- 保険料団体扱特約
- 事業保険扱特約

○年払契約や金融機関等への振込扱のご契約の場合、契約日は責任開始の日となります。

7 保障内容

① 長期定期保険

～一定期間、死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「１５．保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人

② 傷害保障重点期間設定型長期定期保険

～所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、
傷害を原因とするかによらず死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「１５．保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

第１保険期間中に被保険者が傷害により死亡した場合は傷害死亡保険金を、傷害以外により死亡した場合は死亡保険金を、死亡保険金受取人にお支払いします。
第２保険期間中に死亡した場合は死亡保険金を死亡保険金受取人にお支払いします。

＜第１保険期間中＞

○被保険者が第１保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	傷害死亡保険金	死亡保険金
支払事由	責任開始時以後に発生した傷害❶を直接の原因として死亡したとき	死亡したとき（ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限ります。）
支払額	保険金額	被保険者の死亡した日における責任準備金額❷
受取人	死亡保険金受取人	

＜第２保険期間中＞

○被保険者が第２保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人

❶傷害
疾病・老衰は含まれません。また、「軽微な傷害により疾病を発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」を除きます。
傷害に該当する事例や、傷害死亡保険金をお支払いできない場合については、次ページおよび「１５．保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

❷責任準備金額
責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

注意

■第１保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

傷害死亡保険金をお支払いできない場合

傷害以外により死亡した場合や疾病を主たる原因として死亡した場合等、傷害死亡保険金をお支払いできない場合があります。

（１）傷害以外により死亡した場合

○傷害以外の原因により死亡した場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

（２）疾病を主たる原因として死亡した場合

○傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

傷害に該当する事例・該当しない事例

○傷害に該当する事例・該当しない事例については、例えば以下のとおりです。

◯ 傷害に該当する事例

- 交通事故
- 転倒、転落
- 溺水
- 食物等を詰まらせての窒息
- 炎天下等の高温による熱中症
- 登山での低酸素状態による適応不全症（高山病）　等

✕ 傷害に該当しない事例

- 感染症
- 疾病による心不全
- 誤嚥性肺炎
- エコノミークラス症候群　等

注意

■傷害を直接の原因として死亡し、傷害死亡保険金の支払事由に該当した場合であっても、免責事由に該当する等の他の事実関係が認められる場合には、傷害死亡保険金をお支払いできません。❶

例えば、被保険者が第１保険期間中に交通事故により死亡した場合でも、自殺と認められるときは、傷害死亡保険金をお支払いできません。

❶詳細は、「１５．保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

③ 傷害死亡重点期間設定型介護保障保険

～所定の期間、傷害による死亡に重点的に備え、その後一定期間、要介護状態と死亡に備える保険～

お支払いできる場合

「１５．保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

第１保険期間中に被保険者が傷害により死亡した場合は傷害死亡保険金を、公的介護保険制度にもとづく要介護２以上と認定された場合または所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合は介護保険金を、傷害以外により死亡した場合は死亡保険金をお支払いします。
第２保険期間中に被保険者が公的介護保険制度にもとづく要介護２以上と認定された場合または所定の要介護状態が１８０日以上継続した場合は介護保険金を、死亡した場合は死亡保険金をお支払いします。

＜第１保険期間中＞

○被保険者が第１保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。

	傷害死亡保険金	介護保険金	死亡保険金
支払事由	責任開始時以後に発生した傷害❷を直接の原因として死亡したとき	責任開始時以後の傷病を原因として、次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）公的介護保険制度❸に定める要介護２以上❹の状態に該当していると認定されたこと （２）所定の要介護状態❺に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと	死亡したとき （ただし、傷害死亡保険金が支払われない場合に限ります。）
支払額	保険金額	介護保険金の支払事由に該当した日における責任準備金額❻	被保険者の死亡した日における責任準備金額❻
受取人	死亡保険金受取人 （契約者である法人）	契約者である法人	死亡保険金受取人 （契約者である法人）

＜第２保険期間中＞

○被保険者が第２保険期間中に次の支払事由❶に該当した場合、保険金をお支払いします。

	介護保険金	死亡保険金
支払事由	責任開始時以後の傷病を原因として、責任開始時以後に初めて次の（１）または（２）の状態に該当したとき （１）公的介護保険制度❸に定める要介護２以上❹の状態に該当していると認定されたこと （２）所定の要介護状態❺に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたこと	死亡したとき
支払額	保険金額	
受取人	契約者である法人	死亡保険金受取人 （契約者である法人）

❶支払事由の詳細は、約款を確認ください。

❷傷害
疾病・老衰は含まれません。また、「軽微な傷害により疾病を発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」を除きます。
傷害に該当する事例や、傷害死亡保険金をお支払いできない場合については、「③傷害死亡重点期間設定型介護保障保険」の「傷害死亡保険金をお支払いできない場合」および「１５．保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

❸公的介護保険制度
別表４参照

❹要介護２以上
別表５参照

❺要介護状態
別表６参照

❻責任準備金額
責任準備金とは、将来の保険金等をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。

注意

■第１保険期間中に傷害以外により死亡した場合は、傷害死亡保険金ではなく、死亡保険金の支払対象となります。死亡保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は傷害死亡保険金の金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■第１保険期間中に介護保険金の支払事由に該当し、介護保険金が支払われる場合、支払額（責任準備金額）は保険金額より少なく、多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。

■第２保険期間中に介護保険金の支払事由に該当した場合でも、次のいずれかが明らかであると当社が認めたときは、第１保険期間の満了日に介護保険金の支払事由に該当したものとみなして取扱います。❶
・公的介護保険制度に定める要介護２以上に相当する状態に該当したのが第１保険期間中であること
・所定の要介護状態に該当した日から、その要介護状態が１８０日継続した日が第１保険期間中であること

■傷害死亡保険金、介護保険金、死亡保険金は、いずれかの保険金のみのお支払いとなります。❷

■介護保険金をお支払いした場合、介護保険金の支払事由に該当した時から、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険は消滅したものとします。❸

■公的介護保険制度等の改正が行われた場合には、主務官庁の認可を得て、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の支払事由を変更することがあります。この場合、支払事由を変更する２カ月前までに契約者宛に連絡します。

■傷害死亡重点期間設定型介護保障保険は、以下の契約形態のみの取扱いとなります。（契約者の変更や受取人の変更によって、以下の契約形態以外にすることはできません。）

契約者	被保険者	死亡保険金・介護保険金の受取人
法人	役員	契約者である法人

❶「③傷害死亡重点期間設定型介護保障保険」の「介護保険金のお支払い例」参照

❷介護保険金をお支払いする前に傷害死亡保険金、死亡保険金の支払請求を受け、傷害死亡保険金、死亡保険金をお支払いするときは、当社は、介護保険金をお支払いできません。

❸介護保険金をお支払いした場合、その支払後に傷害死亡保険金、死亡保険金の支払請求を受けても、当社は、傷害死亡保険金、死亡保険金をお支払いできません。

■公的介護保険制度では、介護状態に応じて、要支援１～２、要介護１～５の７段階に分けられます。
公的介護保険制度の介護サービスを受けるには市区町村の「要介護認定」が必要です。
（２０２５年４月現在）

■公的介護保険制度による「要介護認定」の対象は、次の（Ａ）および（Ｂ）の人です。
（Ａ）満６５歳以上の人〔第１号被保険者〕
（Ｂ）満４０歳から満６４歳までの人のうち公的医療保険に加入している人〔第２号被保険者〕
（２０２５年４月現在）

介護保険金のお支払い例

（１）公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態に該当していると認定された場合

○第１保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上に相当する状態に該当し、第１保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態に該当していると認定された場合、**介護保険金（責任準備金額）**をお支払いします。

≪イメージ≫

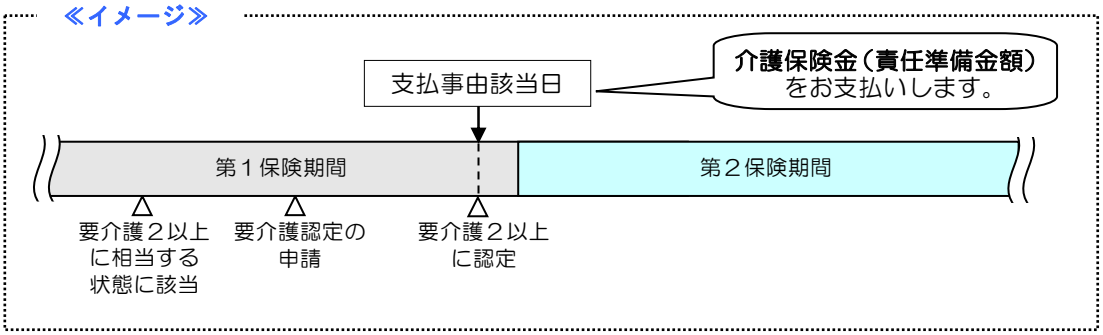

○第１保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上に相当する状態に該当し、第２保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態に該当していると認定された場合、第１保険期間の満了日に支払事由に該当したものとみなし、介護保険金（責任準備金額）をお支払いします。

≪イメージ≫

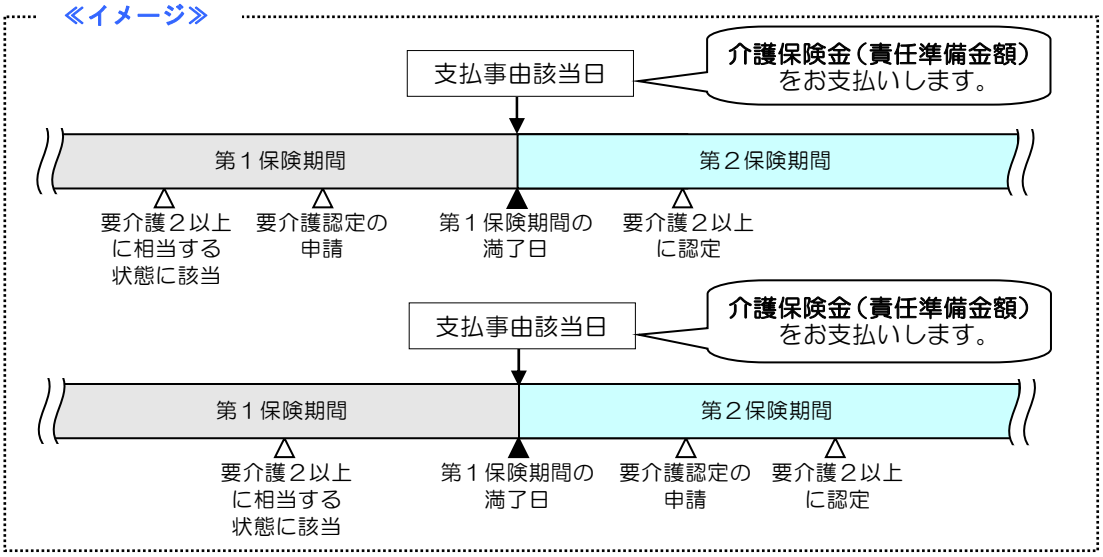

○第２保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上に相当する状態に該当し、第２保険期間中に公的介護保険制度に定める要介護２以上の状態に該当していると認定された場合、**介護保険金（保険金額）**をお支払いします。

≪イメージ≫

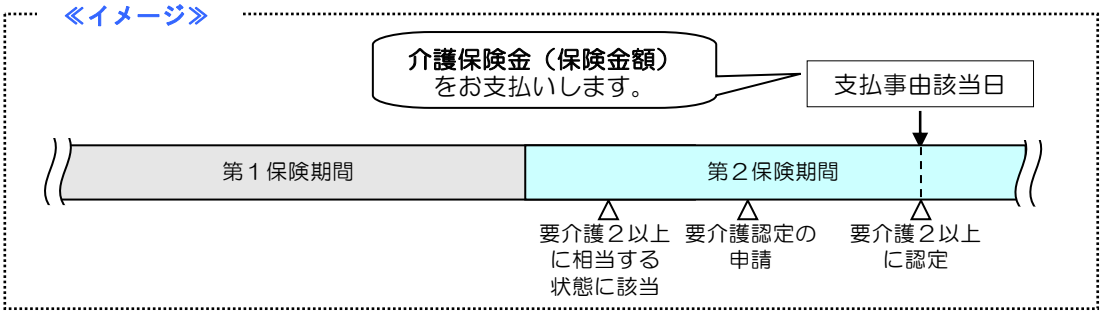

（２）所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定された場合

○第１保険期間中に所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定された場合、**介護保険金（責任準備金額）**をお支払いします。

≪イメージ≫

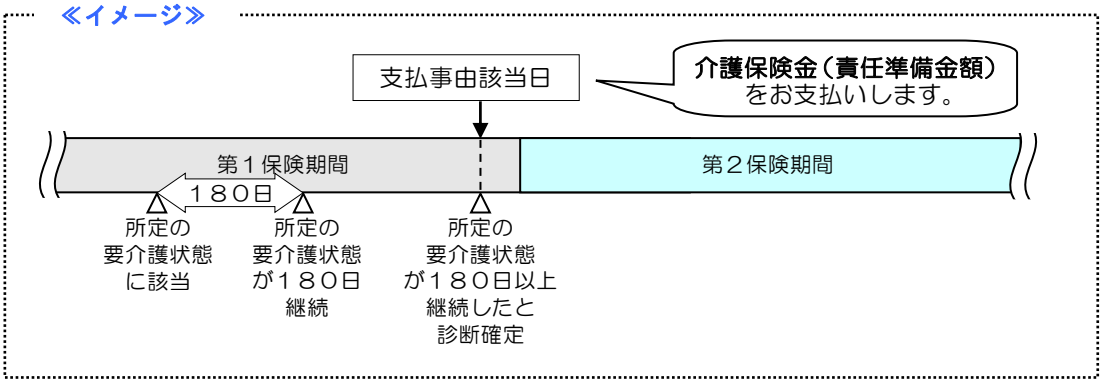

○第１保険期間中に所定の要介護状態が１８０日継続した日があり、第２保険期間中に所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定された場合、第１保険期間の満了日に支払事由に該当したものとみなし、介護保険金（責任準備金額）をお支払いします。

≪イメージ≫

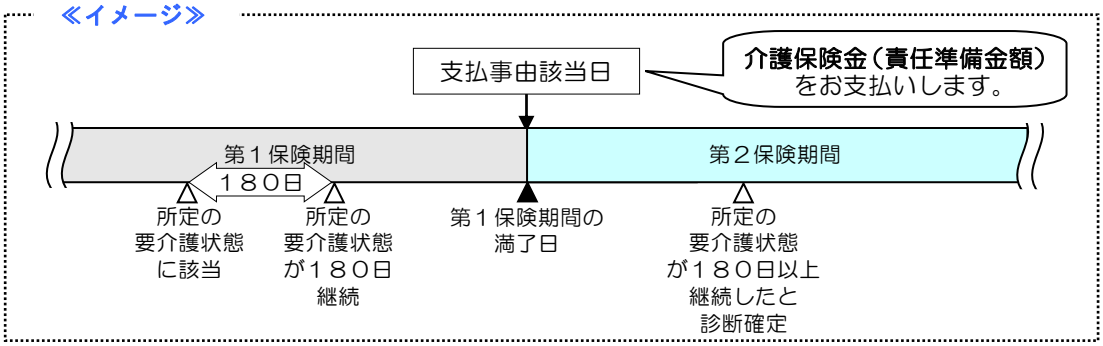

○第２保険期間中に所定の要介護状態が１８０日継続した日があり、第２保険期間中に所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定された場合、**介護保険金（保険金額）**をお支払いします。

≪イメージ≫

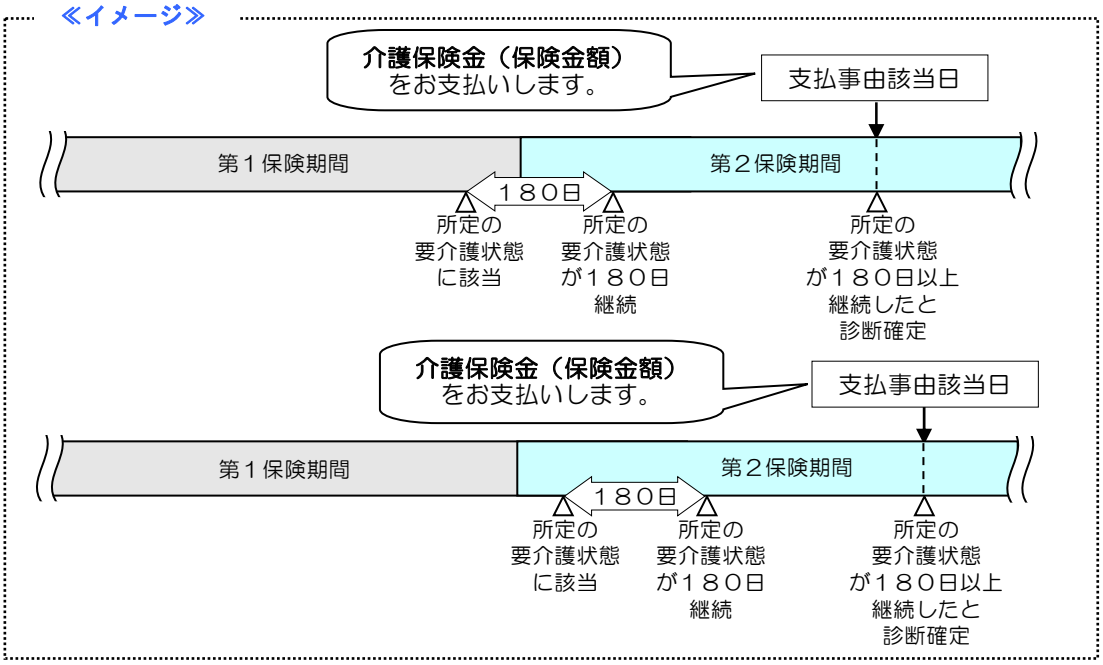

傷害死亡保険金をお支払いできない場合

傷害以外により死亡した場合や疾病を主たる原因として死亡した場合等、傷害死亡保険金をお支払いできない場合があります。

（１）傷害以外により死亡した場合

○傷害以外の原因により死亡した場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

（２）疾病を主たる原因として死亡した場合

○傷害を原因として死亡したときであっても、疾病を主たる原因として死亡したと認められる場合は、傷害死亡保険金をお支払いできません。

傷害に該当する事例・該当しない事例

○傷害に該当する事例・該当しない事例については、例えば以下のとおりです。

◯ 傷害に該当する事例	✕ 傷害に該当しない事例
・交通事故 ・転倒、転落 ・溺水 ・食物等を詰まらせての窒息 ・炎天下等の高温による熱中症 ・登山での低酸素状態による適応不全症（高山病）　等	・感染症 ・疾病による心不全 ・誤嚥性肺炎 ・エコノミークラス症候群　等

注意

■傷害を直接の原因として死亡し、傷害死亡保険金の支払事由に該当した場合であっても、免責事由に該当する等の他の事実関係が認められる場合には、傷害死亡保険金をお支払いできません。[1]

例えば、被保険者が第１保険期間中に交通事故により死亡した場合でも、自殺と認められるときは、傷害死亡保険金をお支払いできません。

[1]詳細は、「１５．保険金をお支払いできない場合」を確認ください。

④ 逓増定期保険

～所定の期間経過後に毎年５０％の割合で保険金額が逓増し、一定期間、死亡に備える保険～

「１５．保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

被保険者が死亡した場合、死亡保険金受取人に保険金をお支払いします。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、保険金をお支払いします。

	死亡保険金
支払事由	死亡したとき
支払額	保険金額
受取人	死亡保険金受取人

○お支払いする保険金額は、支払事由に該当した日の保険金額となります。（当社が保険金をお支払いする日の金額ではありません。）

≪支払事由に該当した日と保険金をお支払いする日の保険金額が異なるケース≫

【例】逓増率変更年度が第６保険年度のご契約で、第５保険年度に被保険者が死亡し、第６保険年度に保険金をお支払いする場合
⇒第５保険年度の保険金額をお支払いします。

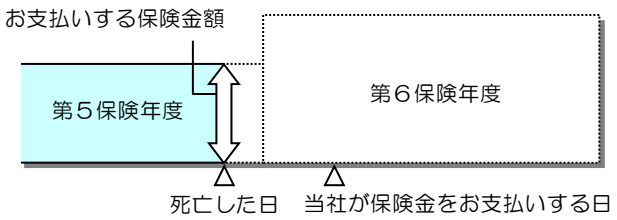

⑤ リビング・ニーズ特約

～余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を受取ることができる特約～

「１５．保険金をお支払いできない場合」もあわせてお読みください。

お支払いできる場合

余命６カ月以内と判断されるときに、死亡保険金の全部または一部を被保険者にお支払いします。

○リビング・ニーズ特約は、長期定期保険および逓増定期保険に自動的に付加されます。

○被保険者が保険期間中に次の支払事由に該当した場合、特約保険金をお支払いします。

	特約保険金
支払事由	余命が６カ月以内と判断されるとき
支払額	受取人が指定した保険金額 － 請求日から６カ月間の指定した保険金額に対応する利息（所定の利率❶により計算します。）および保険料に相当する金額
請求金額の限度	死亡保険金額の範囲内❷、かつ、３，０００万円以内❸の金額
受取人	被保険者 （契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。）

○死亡保険金額の全部をお支払いした場合、請求日にその保険契約は消滅したものとします。

≪逓増定期保険の例≫

【例】・第５保険年度の死亡保険金額：３，０００万円
・逓増率変更年度：第６保険年度

○第５保険年度に第５保険年度の死亡保険金額の全部を請求した場合、第５保険年度の死亡保険金額の全部をお支払いすることで、請求日に逓増定期保険は消滅したものとします。

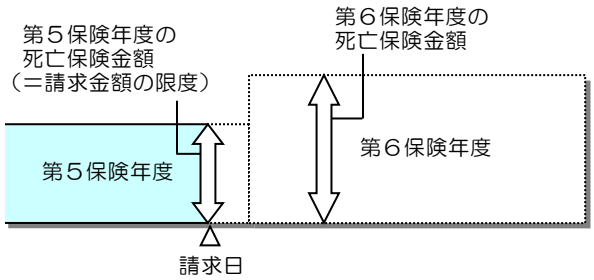

❶所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❷死亡保険金額の範囲内
逓増定期保険の場合、請求日における死亡保険金額の範囲内となります。

❸３，０００万円以内
複数の保険契約に加入し、それぞれにリビング・ニーズ特約を付加している場合でも、１人の被保険者につき請求できる金額の限度は３，０００万円となります。

○死亡保険金額の一部をお支払いした場合、次のとおり取り扱います。

＜長期定期保険の場合＞
死亡保険金額は、指定した保険金額分、請求日に減額されたものとします。

＜逓増定期保険の場合＞
基本保険金額は、指定した保険金額に対応する基本保険金額分、請求日に減額されたものとします。
そのため、特約保険金お支払後の各保険年度の死亡保険金額は、次のように計算されます。

各保険年度の死亡保険金額＝減額後の基本保険金額（＊）×基本保険金額に乗じる率❶

＜（＊）減額後の基本保険金額＞

$$\text{減額前の基本保険金額} - \left(\text{指定した保険金額} \times \frac{\text{基本保険金額}}{\text{請求日における死亡保険金額}}\right)$$

❶基本保険金額に乗じる率
基本保険金額に乗じる率は、逓増率にもとづき計算します。詳細は、別表３を確認ください。

注意

■保険期間満了前１年以内❷の保険契約の死亡保険金額については、特約保険金としてお支払いできません。

■特約保険金を受取った後、６カ月以内に被保険者が死亡した場合でも、差引いた６カ月分の利息・保険料相当額については返金しません。

■余命６カ月以内の判断は、当社が行います。
余命６カ月以内の判断は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認を行った結果にもとづいて行います。
余命６カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても余命が６カ月以内であることをいいます。

■死亡保険金の一部をお支払いした場合、減額されたものとする指定した保険金額分についての解約払戻金はお支払いできません。

■特約保険金は１回限りのお支払いとなります。

❷保険期間満了前１年以内
特約保険金の請求書類が当社に到達した日が、保険期間満了前１年以内であることをいいます。

8 配当金

当社の決算により剰余金が生じた場合、契約者に配当金をお支払いします。

○配当金は、毎年の決算により生じた剰余金から割当てられ、次の契約応当日から所定の利率❶により計算した利息をつけて積立てます。❷
積立てられた配当金は、次のときに契約者にお支払いします。
- 契約者からの請求があったとき
- ご契約が消滅したとき

注意

■リビング・ニーズ特約には、配当金がありません。

■当社の決算状況やご契約の収支状況によっては、配当金をお支払いできない場合があります。

■保険金のお支払いによりご契約が消滅した場合、積立てられた配当金は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

❶所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❷そのほかに、ご契約後所定年数を経過し、かつ、所定の要件を満たすご契約に対し、配当金をお支払いする場合があります。

9 保険料の払込方法

保険料の払込経路

保険料の払込経路には、口座振替扱、クレジットカード扱、団体扱、金融機関等への振込扱があります。

払込経路	取扱内容
口座振替扱	銀行等の金融機関❶の口座から、自動的に保険料が振替えられます。❷
クレジットカード扱	クレジットカード❶により、保険料を払込みいただきます。❷
団体扱	当社と団体取扱契約を締結されている勤務先等の団体を経由して、保険料を払込みいただきます。❷❸
金融機関等への振込扱	当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に保険料を払込みいただきます。

注意

**■保険料の払込経路によっては、保険料が異なることがあります。
このため、払込経路を変更する場合、保険料が変更となることがあります。**

保険料の払込回数

保険料の払込回数には、月払、年払があります。❹

○月払の場合、毎月１回、保険料を払込みいただきます。
　年払の場合、毎年１回、保険料を払込みいただきます。

○当社の定める範囲内で、保険料をまとめて払込む方法があります。

まとめて払込む方法	払込回数		しくみ
	月払	年払	
一括払込	○	×	当月分以後の３カ月分～１２カ月分の保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の率❺で保険料を割引きます。
前納	×	○	所定の範囲内で保険料をまとめて払込みいただきます。この場合、所定の利率❻で保険料を割引きます。 まとめて払込まれた保険料は、所定の利率❻により計算した利息をつけて積立て、契約応当日ごとに保険料に充当します。

○一括払込または前納を利用した場合、ご契約が消滅等❼したときには、一括払込または前納した保険料の残額があれば契約者に払戻します。

注意

■保険金額❽を減額した場合は、一括払込・前納の効力は失われ、一括払込または前納した保険料の残額を契約者に払戻します。

■保険金のお支払いにより保険契約が消滅する場合、一括払込または前納した保険料の残額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

❶銀行等の金融機関、クレジットカード
当社が指定した銀行等の金融機関、クレジットカード発行会社に限ります。

❷各経路に応じた特約を付加していただきます。
当社が特約の付加を取扱っていない場合は、その経路への変更はできません。

❸第１回目の保険料は、当社が送付する払込用紙で、指定の金融機関等に払込みいただきます。

❹保険料の払込回数は相互に変更することができます。
この場合、当社所定の契約応当日から保険料の払込回数を変更します。
なお、保険料の払込みが免除されたときは変更できません。

❺所定の率
率については、当社ホームページを参照ください。

❻所定の利率
利率は金利水準等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❼消滅等
ご契約の減額等を含みます。

❽保険金額
逓増定期保険の場合は、基本保険金額となります。

ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）

ご契約の消滅等❶により保険料の払込みが不要となった場合、払込まれた保険料の一部に相当する額を契約者に払戻します。

保険料相当額を払戻す場合	年払契約で、保険料を払込まれた後に、ご契約の消滅等❶により保険料の払込みが不要になった場合
払戻す金額	すでに払込まれた保険料のうち、次の期間に対応する保険料相当額 期間：保険料の払込みが不要となった日の翌日以後、最初に到来する月ごと応当日から、その月ごと応当日の属する保険料期間❷の末日までの月数

≪ご契約の消滅等による払戻しの例≫

【年払契約】契約応当日：１月１日　　月ごと応当日：各月１日
保険料の払込み：１月２０日　　解約：５月２５日

○保険料の払込みが不要となった日はご契約を解約した５／２５であり、その翌日以後最初に到来する月ごと応当日は６／１となります。
したがって、６／１から１２／３１までの７カ月分の保険料相当額を払戻します。

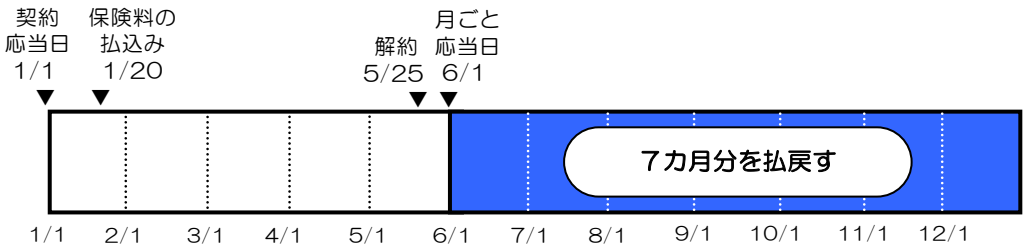

注意

■保険料の払込回数が月払のご契約については、上記「ご契約の消滅等による払戻し（年払契約の場合）」の取扱いはありません。

■保険金のお支払いによりご契約が消滅する場合、保険料相当額は、保険金とともに保険金の受取人にお支払いします。

❶消滅等
ご契約の減額等を含みます。

❷保険料期間
「１０．保険料の払込期月・保険料期間」の「保険料期間」参照

10 保険料の払込期月・保険料期間

保険料の払込期月

毎回の保険料を払込みいただく期間のことを、払込期月といいます。
保険料は払込期月内に払込みください。

○保険料の払込期月は次のとおりです。

	払込期月
第１回目の保険料	責任開始の日から翌月の末日まで
第２回目以後の保険料	月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の１日から末日まで

≪保険料の払込期月の例≫

【月払契約】契約日：４月１日　　月ごと応当日：各月１日

○第１回目の保険料は、３／２０から４／３０の間に払込みください。
○第２回目の保険料は、５／１から５／３１の間に払込みください。

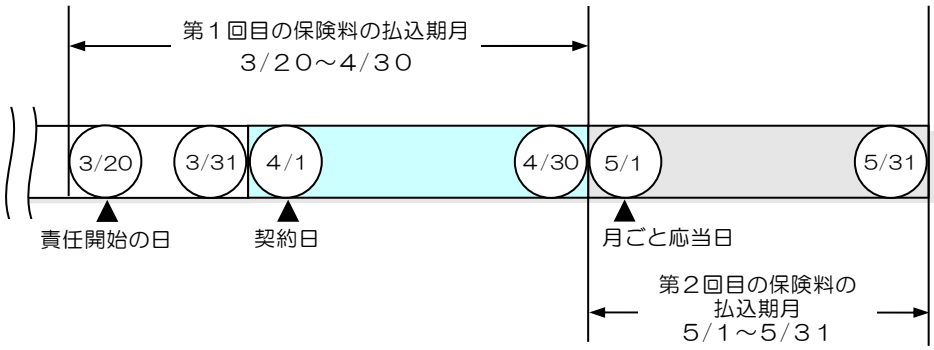

注意

■払込期月内に保険料の払込みがない場合、当社は保険料の払込みを案内します。

保険料期間

払込まれた保険料が充当される期間を、保険料期間といいます。

○保険料期間は、月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。❶

○月払契約については、契約日が月の１日の場合、払込期月と保険料期間は同じ期間ですが、契約日が月の１日でない場合は、払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

❶第１回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。

≪保険料期間の例１≫

【月払契約】契約日：４月１日　　月ごと応当日：各月１日

○払込期月と保険料期間は同じ期間になります。

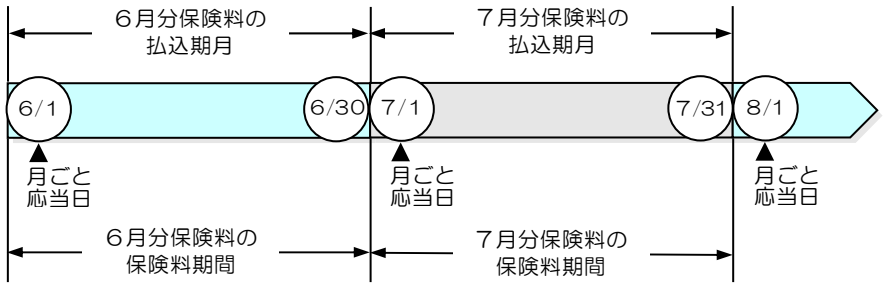

・６月分保険料で、６／１～６／３０の期間を保障します。
・７月分保険料で、７／１～７／３１の期間を保障します。

≪保険料期間の例２≫

【月払契約】契約日：４月１０日　　月ごと応当日：各月１０日

○払込期月と保険料期間は異なる期間になります。

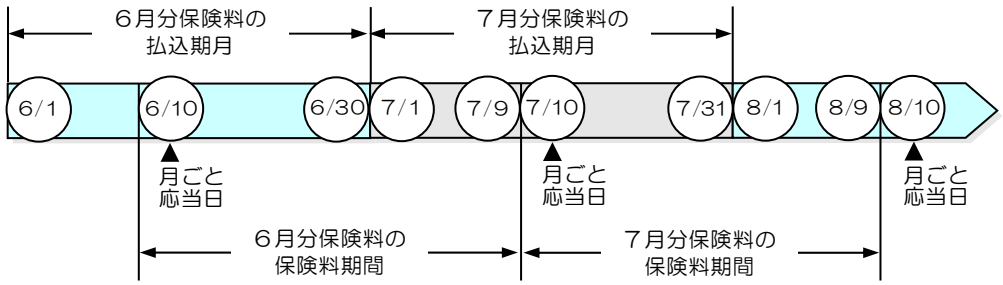

・６月分保険料で、６／１０～７／９の期間を保障します。
・７月分保険料で、７／１０～８／９の期間を保障します。

11 保険料の払込みの案内とご契約の解除

保険料の払込みの案内と解除の取扱い

保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えた場合、ご契約は解除されます。

○払込期月内に契約者から保険料の払込みがない場合、当社は次の内容を契約者に通知します。
- 保険料の払込みの案内（催告❶）
- 解除予定日の前日までに保険料が払込まれなければ、解除予定日の到来をもってご契約を解除すること

○解除予定日は、払込期月の経過後３カ月目の月における月ごと応当日です。

≪保険料の払込みの案内とご契約の解除の例≫

【月払契約】契約応当日：１月１日　　月ごと応当日：各月１日

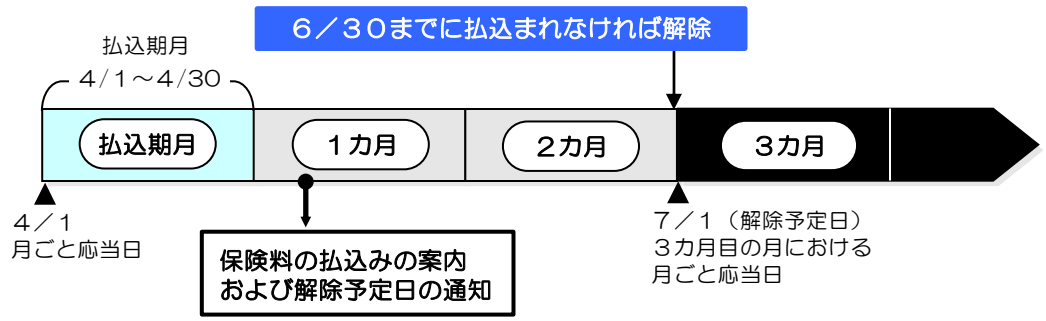

○解約払戻金がある場合は、解約払戻金から解除日までに到来している保険料期間の未払込保険料を差引いてお支払いします。

注意

■この保険には、保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。
契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。❷

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。❸
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に保険料の払込みの案内および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

■解除予定日の前日が営業日❹でない場合であっても、解除予定日は変更されません。

■解除されたご契約を元に戻すことはできません。

❶**催告**
払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みを請求することをいいます。

❷詳細は「１７．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

❸詳細は「２０．住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

❹**営業日**
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
- 土曜日、日曜日
- 「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- １２月３１日から翌年１月３日

（２０２５年４月現在の取扱いです。）

12 保険金の請求

保険金の請求手続の流れ

保険金の支払事由に該当した場合には、すみやかに当社に連絡ください。

○保険金は次の請求手続の流れに沿って保険金の受取人から行ってください。

お客様 ／ **日本生命（当社）**

1 事前に確認ください

●連絡いただいた際には、右記の事項についてお伺いしますので、事前に確認ください。

※ご契約内容や請求内容によっては、右記以外の事項をお伺いすることがあります。

- 契約番号
- 契約者名・被保険者名
- 事故や病気等、請求の原因
- 死亡した日
- 受取人のお名前

2 当社に連絡ください

●ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口または保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。
●受取人が請求できない事情によっては、あらかじめ指定した指定代理請求人から請求できます。❶

連絡

3 請求方法を案内します

●お客様に準備いただく書類等、詳しい説明をします。
●記入いただく書類は郵送または担当者が案内します。

案内

4 必要書類を提出ください

●当社へ提出いただく書類に必要事項を記入・押印ください。
※書類の準備にかかる費用はお客様のご負担となります。
●すべての書類の準備が整いましたら当社へ提出ください。

提出

5 提出いただいた書類の内容を確認し、保険金を送金します

●提出いただいた書類の内容を当社にて確認します。
※確認の結果によっては、保険金をお支払いできない場合があります。
●提出いただいた書類の他に事実の確認を必要としない場合は、書類が当社に到達した日❷の翌日から５営業日以内に保険金をお支払いします。
※被保険者を診療した医師への照会等、事実の確認のため日数を要する場合は、５営業日以内のお支払いができないことがあります。❸
●保険金は請求時に指定いただいた金融機関の口座に送金します。

送金

6 受取内容（金額）を確認ください

●支払額の明細書が届きましたら、受取内容（金額）を確認ください。

○お客様情報、申込内容、告知内容または保険金の請求内容等の確認のため、当社の確認担当職員❹が、契約者・被保険者・受取人に訪問や電話をすることがあります。
また、被保険者を診療した医師等に対し、病状等について照会・確認することがあります。

❶詳細は、「１３．指定代理請求人による請求」を確認ください。

❷書類が当社に到達した日
完備された書類が当社に到達した日をいいます。

❸５営業日以内のお支払いができない場合については、次ページを確認ください。

❹確認担当職員
当社が委託した確認担当者を含みます。

保険金のお支払いの時期

保険金の請求があった場合、当社は必要書類が当社に到達した日の翌日から５営業日以内に保険金をお支払いします。
ただし、当社に提出いただいた書類だけではお支払いするための確認ができない場合、５営業日以内にお支払いできないことがあります。

○当社に提出いただいた書類だけでは確認ができず、５営業日❶以内にお支払いできない場合は、次の取扱いとなります。

	保険金をお支払いするための確認等が必要な場合	支払期限
（１）	保険金をお支払いするために確認が必要な次の場合❷ ア．保険金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合 イ．保険金のお支払いの免責事由に該当する可能性がある場合 ウ．告知義務違反に該当する可能性がある場合 エ．重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	書類が当社に到達した日の翌日から４５日以内
（２）	上記（１）の確認を行うために特別な照会や確認が必要な次の場合 ア．弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会が必要な場合 イ．刑事手続の結果についての捜査機関または裁判所への照会が必要な場合❸ ウ．日本国外における確認が必要な場合	書類が当社に到達した日の翌日から１８０日以内

○支払期限をこえて保険金をお支払いする場合は、所定の利息をつけてお支払いします。

注意

■保険金をお支払いするための確認等に際し、契約者、被保険者または保険金の受取人が正当な理由なくその確認等を妨げ、またはその確認等に応じなかった場合❹は、当社はこれにより確認等が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は保険金をお支払いできません。

❶営業日
営業日とは、次の日を除く日をいいます。
・土曜日、日曜日
・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
・１２月３１日から翌年１月３日
（２０２５年４月現在の取扱いです。）

❷（２）に該当しない場合に限ります。

❸（１）の「イ」および「エ」の確認を行う場合に限ります。

❹当社の指定した医師による必要な診断に応じなかった場合を含みます。

保険金・給付金ダイヤル

保険金・給付金に関するダイヤルを開設しています。

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

■保険金・給付金ダイヤル

0120－279－481　通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日　９：００～１８：００
土曜日　９：００～１７：００
（祝日、１２/３１～１/３を除く）
※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

社外弁護士相談制度

当社の説明に納得いただけず、第三者に相談をお考えのお客様には、社外弁護士❶を紹介し、無料でご相談いただける「社外弁護士相談制度」を開設しています。

❶社外弁護士
当社とは顧問契約を締結していない弁護士をいいます。

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

○社外弁護士相談制度の利用を希望される場合は、次の事務局までお問合せください。

■社外弁護士相談制度事務局

0120－227－580　通話料無料

〔受付時間〕月～金曜日　９：００～１７：００　（祝日、１２/３１～１/３を除く）
※上記の事務局へ予約のうえでのご相談となりますので、ご了承ください。
※電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実等の観点から、録音させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

○保険金・給付金の受取内容について再査定が必要な場合は、「支払サービス審査会❷」にて審議を行います。

❷支払サービス審査会
保険金・給付金に関するお客様からの異議等を受け支払査定の適切性の審査等を行い、支払担当部門に保険金・給付金に関する勧告を行う機関です。

保険金の支払方法の選択

保険金について、一時金でのお支払いのほか、年金支払・据置支払を選択できます。

（１）年金支払（死亡保険金・傷害死亡保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を年金基金にあてて、毎年、年金としてお支払いします。

（２）据置支払（死亡保険金・傷害死亡保険金のみの取扱いです。）

○保険金の全部または一部を据置き、据置期間満了時または受取人から請求があったときにお支払いします。

注意

■年金支払・据置支払をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。

年金支払・据置支払は、当社の定める範囲内で選択できます。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■年金額・据置金額が当社の定める限度を下回る場合、年金支払・据置支払を選択できません。

13 指定代理請求人による請求

指定代理請求人による請求

受取人がリビング・ニーズ特約の特約保険金を請求できないときに、あらかじめ指定した指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。
ただし、受取人が法人となる場合❶は、当制度の利用はできません。

❶受取人が法人となる場合
契約者が法人であり、かつ、契約者が死亡保険金受取人である場合、「法人（契約者）」が受取人となります。

○契約者は被保険者の同意を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定ください。

○指定代理請求の内容は、次のとおりです。

代理請求できる場合	受取人が保険金を請求できない次の事情があるとき、代理請求できます。 ・保険金の請求を行う意思表示が困難であると当社が認めた場合 ・その他保険金を請求できない特別な事情があると当社が認めた場合
指定代理請求人の範囲	以下の範囲内で１名を指定代理請求人に指定できます。 （１）被保険者と次の関係にある人 （ア）戸籍上の配偶者 （イ）直系血族 （ウ）兄弟姉妹 （エ）同居または生計を一にしている被保険者の３親等内の親族 （２）上記のほか、被保険者と次の関係にある人で、当社が認めた人 （オ）同居または生計を一にしている人 （カ）財産管理を行っている人 （キ）死亡保険金受取人 （ク）上記（オ）～（キ）と同等の関係にある人 なお、保険金の請求時においても、この範囲内であることを要します。
代理請求できる保険金	・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○契約者は、被保険者の同意を得て、上記指定代理請求人の範囲内で、指定代理請求人を変更することができます。
指定代理請求人を新たに指定または変更する必要がある場合には、当社まで必ず連絡ください。

○指定代理請求人には、支払事由および代理請求できる旨を伝えてください。

注意

■指定代理請求人はあくまでも保険金を被保険者の代理で請求できる方であり、保険金の受取人は被保険者ご自身となります。

■指定代理請求人として保険金を請求できない場合があります。
故意に保険金の支払事由を生じさせた人、または故意に受取人を請求できない状態にした人は、指定代理請求人として保険金を請求できません。

■保険金を指定代理請求人にお支払いした場合、その後、重複してその保険金を請求いただいてもお支払いできません。

指定代理請求制度を利用することで、保険金等の受取人が保険金等の請求を行う意思表示が困難な場合でも、指定代理請求人が代わって請求を行うことができます。
そのほか、法律上の制度として、認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が不十分な方々を保護・支援する成年後見制度があります。成年後見制度を利用することで、判断能力が不十分な場合でも、後見人等を介して、契約などの法律行為をすることができます。成年後見制度には、法定後見制度と任意後見制度の２つがあります。

■法定後見制度

既に判断能力が不十分な方々を保護・支援するための制度で、判断能力の程度など本人の事情に応じて、３つの制度（後見・保佐・補助）に分かれています。家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。

■任意後見制度

十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人に財産管理等に関する事務について代理権を与える契約（任意後見契約）を結んでおく制度です。本人の判断能力が低下した後に、家庭裁判所によって選ばれた任意後見監督人の監督のもと、任意後見人が、本人に代わって法律行為をするなどして、本人を保護・支援します。

詳しくは法務省のホームページなどをご覧ください。

（２０２５年４月現在）

14 保険金のお支払い時の保険料の精算

保険金をお支払いする際、未払込保険料がある場合は、保険金から未払込保険料を差引いてお支払いします。

○保険金の支払事由に該当した場合で、その時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、当社はお支払いする保険金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。

≪未払込保険料がある場合の保険金のお支払い例≫

- 保険金額：１，０００万円
- ４月、５月、６月分の保険料（月額１万円）が未払込み
- 被保険者が６／２０に死亡

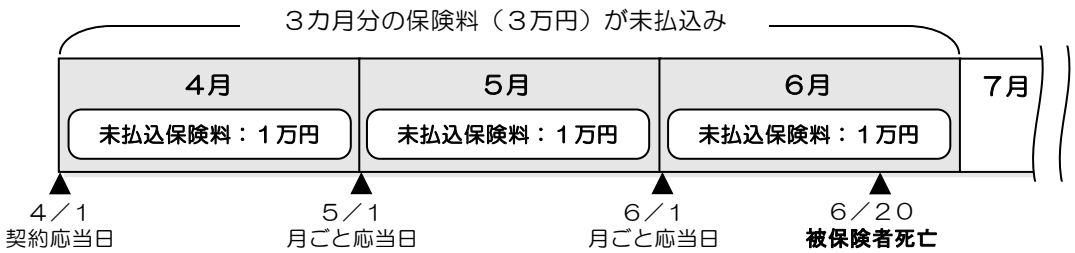

死亡保険金	１，０００万円
ー）未払込保険料	３万円
支払額	９９７万円

15 保険金をお支払いできない場合

お支払いできない場合

支払事由に該当しない場合や免責事由に該当した場合等は、当社は保険金をお支払いできません。❶

❶お支払いできない場合の詳細は、約款を確認ください。

○傷害保障重点期間設定型長期定期保険・傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の傷害死亡保険金に関するお支払いができない場合については、「7．保障内容」のそれぞれのページもあわせて確認ください。

（1）支払事由に該当しない場合

○保険金は、約款に定める支払事由に該当しない場合はお支払いできません。

例えば、次の保険金は、責任開始❷時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合には、支払事由に該当しないため、お支払いできません。

❷責任開始
「6．責任開始（保障の開始）と契約日」の「責任開始（保障の開始）」参照

責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合に、お支払いできない保険金	
●傷害死亡保険金❸	●介護保険金

❸死亡保険金の免責事由に該当しない場合は、死亡保険金受取人に死亡保険金をお支払いします。

≪支払事由に該当しない場合の例≫

○死亡の直接の原因となった傷害が第１保険期間中にない場合は、傷害死亡保険金の支払事由に該当しないため傷害死亡保険金の支払対象外となります。

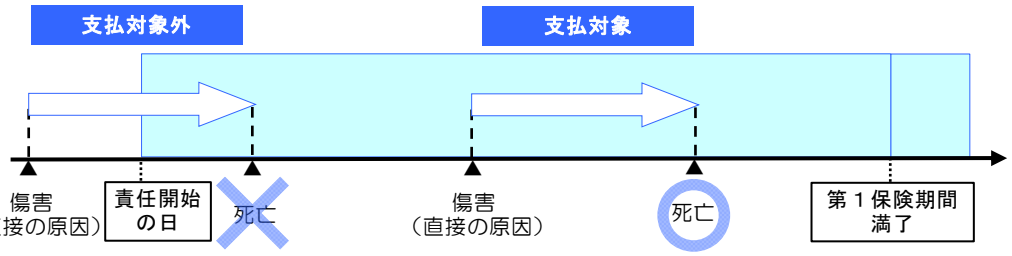

注意

■疾病が責任開始時前に生じている場合でも、次の場合には、責任開始時以後の原因によるものとみなし、保険金の支払対象となります。

- 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、ご契約時に、その疾病について告知があった場合
- 責任開始時前に生じた疾病を原因とする場合で、責任開始時前に医師の診療や検査等の結果で異常指摘を受けたことがなく、その疾病による症状について契約者および被保険者に認識や自覚がない場合

「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、保険金等をお支払いできない場合」の関係についての解説

○「告知書」で当社がお伺いすることについて、事実をありのままに正確にもれなく記入（告知）[1]いただいた場合でも、責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は、支払対象外となることがあります。

具体例

責任開始時前に発病した「白内障」について「告知書」に記載の事項の対象外であったため、告知せずに加入し、責任開始の日から１年後に悪化し手術した場合は、支払事由に該当しないため支払対象外となります。

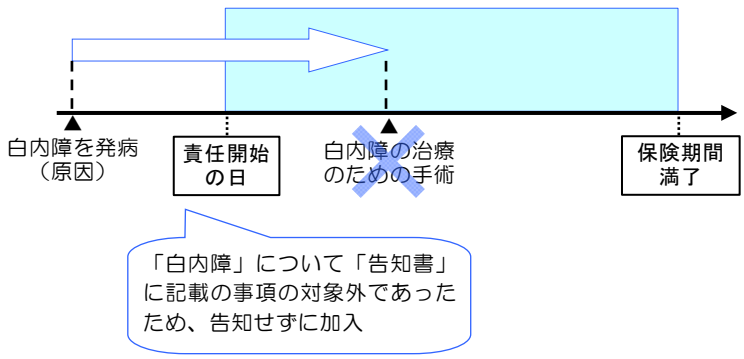

○生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。初めから健康状態のよくない人が無条件に加入したり、生命保険に加入する前に生じた傷害や疾病等を支払対象にすると、保険料負担の公平性が保たれません。

○したがって、ご加入時には健康状態等について当社に告知する義務があります。また、生命保険に加入した後に生じた傷害や疾病等のみを支払対象とし、生命保険に加入する前（責任開始時前）に生じた傷害や疾病等を原因とする場合は支払対象となりません。

○上記の「告知義務」と「責任開始時前に生じた傷害や疾病等を原因とする場合で、保険金等をお支払いできない場合」は、公平性を保つための制度ですが、別の制度です。

[1]「５．健康状態等の告知義務」参照

（２）免責事由に該当した場合

○免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても保険金をお支払いできません。
免責事由は、保険金の種類によって、次のとおりとなります。

＜死亡保険金の免責事由＞

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても死亡保険金をお支払いできません。
この場合、契約者に責任準備金または解約払戻金をお支払いします。❶
ただし、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の場合、Ａの事由については免責事由に該当せず、死亡保険金（責任準備金額）をお支払いします。

	免責事由	契約者にお支払いする払戻金
A	責任開始の日から３年以内の被保険者の自殺	責任準備金
B	契約者の故意による被保険者の死亡 （上記Ａを除きます。）	解約払戻金
C	死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡❷ （上記ＡおよびＢを除きます。）	責任準備金

＜傷害死亡保険金の免責事由＞

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても傷害死亡保険金をお支払いできません。

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失❸
- 死亡保険金受取人の故意または重大な過失❹
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の精神障がいの状態を原因とする事故
- 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故
- 被保険者が無免許で運転❺している間に生じた事故
- 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故

＜介護保険金の免責事由＞

次の免責事由に該当した場合には、支払事由に該当しても介護保険金をお支払いできません。

- 契約者または被保険者の故意または重大な過失❸
- 被保険者の犯罪行為
- 被保険者の薬物依存

＜リビング・ニーズ特約の特約保険金の免責事由＞

契約者または被保険者の故意❸や指定代理請求人の故意に該当した場合には、特約保険金をお支払いできません。

（３）告知義務違反❻による解除の場合

○契約者や被保険者の故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、当社はご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。❼ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、保険金の支払事由の発生が、告知義務違反の原因と直接関係のない場合には、保険金をお支払いします。

（４）詐欺による取消の場合

○契約者、被保険者または保険金の受取人の詐欺によりご契約の締結が行われたものと認められる場合、当社はご契約を取消すことがあります。
この場合、保険金をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

（５）不法取得目的による無効の場合

○契約者が保険金を不法に取得する目的または他人に不法に取得させる目的でご契約の締結が行われたものと認められる場合、ご契約は無効となります。
この場合、保険金をお支払いできず、すでに払込まれた保険料は払戻しません。

❶免責事由に該当した時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合、当社が支払うべき金額から未払込保険料を差引きます。

❷死亡保険金受取人の故意による被保険者の死亡
故意に被保険者を死亡させた人が、死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

❸「被保険者の故意」には自殺行為、自傷行為を含みます。

❹死亡保険金受取人の故意または重大な過失
故意または重大な過失により被保険者を死亡させた人が、傷害死亡保険金の一部の受取人である場合には、当社はその残額を他の受取人にお支払いします。

❺無免許で運転
法令に定める運転資格を持たない運転をいいます。
したがって、運転免許の効力停止中も含みます。

❻告知義務違反
「５．健康状態等の告知義務」の「告知義務違反」参照

❼未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

（６）重大事由による解除の場合

○次の（Ａ）～（Ｄ）の事項に該当した場合、当社はご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできず、契約者に解約払戻金をお支払いします。❶ また、すでに払込まれた保険料は払戻しません。
ただし、（Ｃ）の事由にのみ保険金の受取人だけが該当した場合で、複数の保険金の受取人のうちの一部の保険金の受取人が（Ｃ）の事由に該当したときに限り、保険金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた保険金を除いた額を、他の保険金の受取人にお支払いします。
この場合、（Ｃ）の事由に該当した一部の保険金の受取人にお支払いすることとなっていた保険金に対応する解約払戻金を、契約者にお支払いします。❶

（Ａ）契約者、被保険者❷または保険金の受取人が保険金を詐取する目的または第三者に詐取させる目的で故意に保険事故を発生させたとき❸

（Ｂ）保険金の請求に関して、保険金の受取人に詐欺があったとき❸

（Ｃ）契約者、被保険者または保険金の受取人が、反社会的勢力❹に該当すると認められるとき、またはこれらの反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係❺を有していると認められるとき

（Ｄ）上記（Ａ）～（Ｃ）のほか、当社の契約者、被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、当社がご契約の存続が困難と判断する、上記（Ａ）～（Ｃ）と同等の重大な事由があるとき

（７）保険金を削減して支払う場合

○戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、次の保険金を削減してお支払いする場合があります。
・死亡保険金
・介護保険金
・リビング・ニーズ特約の特約保険金

○地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱が原因で支払事由に該当した場合、該当する被保険者の数の増加がご契約の計算の基礎に影響を及ぼすときは、傷害死亡保険金を削減してお支払いする場合があります。

❶未払込保険料がある場合、解約払戻金から未払込保険料を差引きます。

❷被保険者
死亡保険金、傷害死亡保険金の場合は被保険者を除きます。

❸未遂の場合を含みます。

❹反社会的勢力
暴力団、暴力団員（脱退後５年を経過しない者を含む）、暴力団準構成員または暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

❺反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
反社会的勢力に対する資金等の提供もしくは便宜の供与、反社会的勢力の不当な利用を行うこと等をいいます。また、契約者もしくは保険金の受取人が法人の場合は、反社会的勢力による企業経営の支配もしくは実質的な関与があることもいいます。

保険金をお支払いできる場合・お支払いできない場合の事例

※保険金をお支払いできる場合、またはお支払いできない場合をわかりやすく説明するために、代表的な事例をあげたものです。
なお、次の事例に記載の内容以外に他の事実関係が認められる場合には、異なる取扱いとなることがあります。

（１） 責任開始時前の発病または責任開始時以後の発病

○ お支払いできる場合

責任開始時以後に発病した「認知症」により公的介護保険制度に定める要介護２と認定された場合。

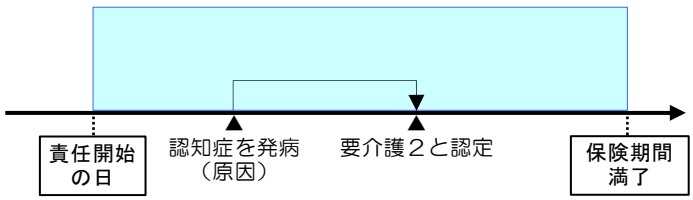

原因となる傷害や疾病が責任開始時以後に生じているため、介護保険金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

責任開始時前に発病した「認知症」について告知せずに加入し、公的介護保険制度に定める要介護２と認定された場合。

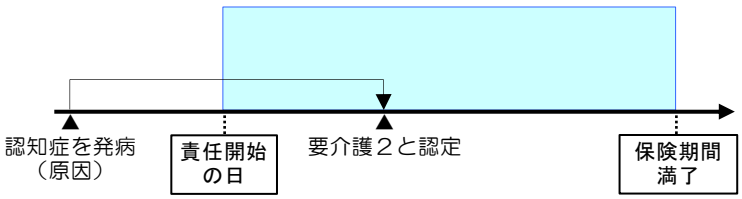

原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じているため、介護保険金をお支払いできません。

解　説

○介護保険金等は、その原因となる傷害や疾病が責任開始時以後に生じた場合にお支払いします。
したがって、原因となる傷害や疾病が責任開始時前に生じている場合は、介護保険金等をお支払いできません。

○ただし、介護保険金のお支払いについて、ご契約時に、責任開始時前に生じた疾病について告知があった場合等は、責任開始時以後の原因によるものとみなします。

（２）告知義務違反

○ お支払いできる場合

正しく告知を行って加入し、責任開始の日から１年後に「肝がん」で死亡した場合。

ご契約に際し、告知義務違反がないため、死亡保険金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

「肝硬変」での通院について、告知せずに加入し、責任開始の日から１年後に「肝硬変」が悪化して死亡した場合。

告知義務違反に該当し、ご契約は解除となるため、死亡保険金をお支払いできません。

解　説

○ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態・身体の障がい状態等について事実を正確にもれなく告知いただく必要があります。❶

○故意または重大な過失によって事実を告知しなかったり、事実と異なることを告知した場合、責任開始の日から２年以内であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
ただし、責任開始の日から２年を経過していても、責任開始の日から２年以内に解除の原因となる事実により、保険金の支払事由が発生していた場合には、ご契約を解除することがあります。
この場合、保険金をお支払いできません。

○ご契約を解除した場合でも、保険金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実によらないときには、保険金をお支払いします。

❶詳細は、「５．健康状態等の告知義務」を確認ください。

（3）リビング・ニーズ特約の特約保険金

○ お支払いできる場合

請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を行っても治療の効果がなく、余命６カ月以内と判断された場合。

請求時において、余命６カ月以内と判断されたため、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いします。

✖ お支払いできない場合

医師から余命６カ月と診断されたものの、請求時において、日本で一般に認められた手術等の治療を受ける予定があり、請求後にその治療を実施した結果、余命６カ月以内の状態を脱している場合。

請求時において余命６カ月以内と判断できないため、リビング・ニーズ特約の特約保険金をお支払いできません。

解　説

○リビング・ニーズ特約の特約保険金は、医師が記入した診断書や請求書類等の内容、もしくは当社が確認した結果にもとづいて、余命６カ月以内と当社が判断した場合にお支払いします。また、余命６カ月以内とは、請求時において、日本で一般に認められた医療による治療を行っても、余命６カ月以内であることをいいます。

○したがって、医師から余命６カ月以内と診断された場合であっても、請求時の治療状況や健康状態、実施予定の治療による回復の可能性等を考慮したうえで、請求時において余命６カ月以内と判断できない場合は、お支払いできません。

16 解約と解約払戻金

解約と解約払戻金

契約者はいつでもご契約の解約を請求することができます。❶
解約した場合、解約払戻金があるときは、当社はこれをお支払いします。

○解約の請求にあたっては、所定の手続きが必要となります。手続方法を案内しますので、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

○生命保険では払込まれた保険料が預貯金のようにそのまま積立てられるのではなく、一部は死亡保険金等のお支払いに、また一部は生命保険の運営に必要な経費にそれぞれあてられます。
したがって、解約払戻金は多くの場合、払込保険料の合計額よりも少ない金額となります。特に、ご契約後の経過年月数によっては、解約払戻金はまったくないか、あってもごくわずかです。

○解約払戻金はご契約後の経過年月数にともない徐々に積立てられ、その後、保険期間の途中から次第に減少し、保険期間満了時にはなくなります。

○解約払戻金額は保険種類、契約時の年齢、性別、保険期間、保険料払込期間等により異なります。

○解約請求時までに到来している保険料期間❷の未払込保険料がある場合、お支払いする解約払戻金から、その未払込保険料を差引いてお支払いします。
例えば、月払契約で、解約請求日当月の保険料が払込まれていない場合、当社は、１カ月単位で保障の提供を行うため、お支払いする解約払戻金からその月の未払込保険料を差引きます。

≪解約請求時の未払込保険料の取扱例≫

【例】契約応当日：４/１　　解約日：５/２０　　保険料の払込回数：月払

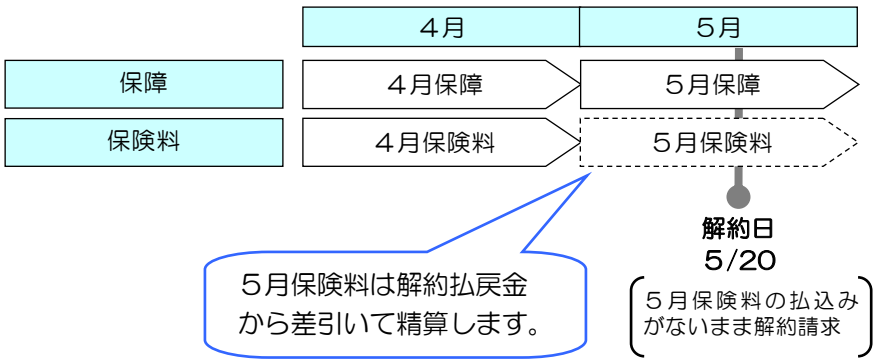

注意
■リビング・ニーズ特約には、解約払戻金がありません。

❶解約せず保険料の負担を軽減する方法については、「１８．ご契約後の保障内容の見直し」の「保険金額の減額等により保障内容を見直したうえで、保障を継続することができます。」を確認ください。

❷保険料期間
「１０．保険料の払込期月・保険料期間」参照

解約後の保障期間

当社は、１カ月単位で保障の提供を行うため、解約後の所定の期間は保障が継続されます。

○解約後も「解約日直後の月ごと応当日の前日」までは保障が継続するため、その間に被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金の支払対象となります。
ただし、リビング・ニーズ特約については解約後の保障の継続はありません。

≪死亡保険金の例≫

【例】解約日：４/２０　　保険料の払込回数：月払

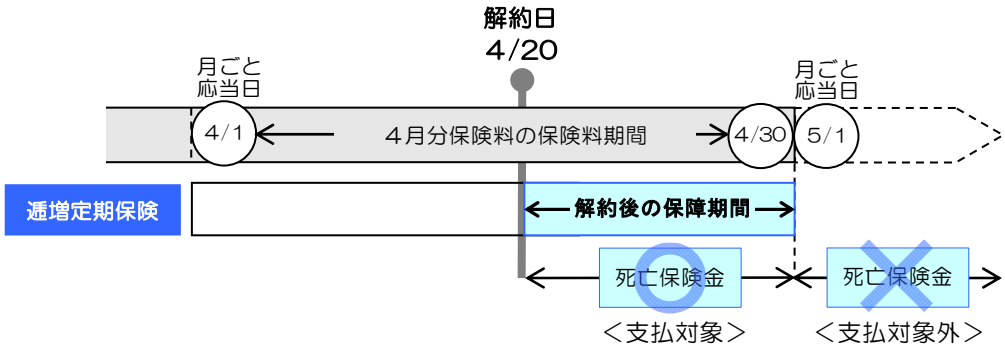

○死亡保険金お支払い時のご留意点
- 解約払戻金をお支払いした後に死亡保険金をお支払いする場合、支払額は死亡保険金額から解約時の解約払戻金と同額を差引いた金額となります。
- 解約の際に解約払戻金から差引くことができなかった、解約請求時までに到来している保険料期間の未払込保険料がある場合は、その金額を差引きます。

○解約後の保障は「解約日直後の月ごと応当日の前日」までのため、次のような場合の保険金は支払対象外となります。

＜介護保険金＞
所定の要介護状態に該当したものの、「解約日直後の月ごと応当日」以降に、所定の要介護状態に該当した日から１８０日以上要介護状態が継続したことを診断確定されたときは、介護保険金の支払対象外となります。

被保険者による契約者への解約請求

被保険者は契約者に対し、ご契約の解約を請求することができます。

○被保険者と契約者が異なるご契約の場合、一定の条件❶に該当するときには、被保険者は契約者に対して、保険法（第５８条、第８７条）にもとづきご契約の解約を請求することができます。
この場合、被保険者から解約の請求を受けた契約者は、ご契約の解約を行う必要があります。

○被保険者の解約請求により解約された場合、「解約後の保障期間」の取扱いはないため、解約後の保障の継続はありません。

注意
■被保険者は当社に対し、直接ご契約の解約を請求することはできません。
解約の請求は、契約者が当社に行う必要があります。

❶一定の条件
被保険者がご契約の申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変更した場合等をいいます。
例）契約者と被保険者との間の親族関係の終了

債権者等による解約

契約者の債権者等から解約の請求があっても、保険金の受取人は所定の手続きを行うことで、ご契約を存続させることができます。

○債権者等❶によるご契約の解約❷は、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から１カ月を経過した日に効力を生じます。
解約の効力が生じた日の直後の月ごと応当日の前日までに、被保険者が支払事由に該当した場合は、保険金の支払対象となります。

○解約の請求書が当社に到達した日において、次のすべてを満たす保険金の受取人はご契約を存続させる権利があります。
- 契約者の親族、被保険者の親族または被保険者本人であること
- 契約者でないこと

○保険金の受取人がご契約を存続させるためには、解約の請求書が当社に到達した日の翌日から１カ月以内に、次のすべての手続きを行う必要があります。
（A）契約者の同意を得ること
（B）解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば、当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に対して支払うこと
（C）上記（B）について、債権者等に支払った旨を当社に対して通知すること

❶**債権者等**
- 差押債権者
- 破産管財人　等

❷保険金額（逓増定期保険の場合は、基本保険金額）の減額を含みます。

17 契約貸付制度

契約貸付制度

「契約貸付制度」は、契約者の申出により、当社が資金の貸付をする制度です。なお、貸付金には所定の利息が付利されます。

○契約貸付制度の内容は、次のとおりです。

貸付金額の範囲	貸付は、次の範囲で行います。 貸付金額の上限：＜長期定期保険の場合の取扱い＞ 解約払戻金額の７割から３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❶❷ ＜傷害保障重点期間設定型長期定期保険の場合の取扱い＞ 解約払戻金額の７割から３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷ ＜傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の場合の取扱い＞ 解約払戻金額の７割から３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷ ＜逓増定期保険の場合の取扱い＞ 解約払戻金額の５割から３カ月分の保険料相当額を差引いた金額❷ 貸付金額の下限：当社の定める金額
貸付期間	貸付日からその日を含めて１年間です。❸ ただし、貸付期間の満了日までに返済がない場合は、利息を元金に繰入れ、貸付期間を１年間延長します。
利息	所定の利率❹により複利で計算します。 利率が変更された場合には、すでに行われている契約貸付についても、変更後の利率を適用します。
返済	全額返済のほか、一部返済も取扱います。
精算	死亡保険金❺、傷害死亡保険金、介護保険金、解約払戻金等のお支払い時に貸付金の元利金が返済されていない場合は、死亡保険金、傷害死亡保険金、介護保険金、解約払戻金等から貸付金の元利金を差引精算します。

○貸付期間満了時までに新たに貸付を受ける場合は、次の取扱いとなります。
- すでに貸付を受けている金額の元利金と追加の貸付金額の合計額を新たな貸付金額とします。
- 貸付期間は、新たな貸付を受けた日からその日を含めて１年間です。❸

注意

■契約貸付制度は、預貯金のように契約者がご自身のお金を引出すものではなく、当社が資金の貸付をする制度です。
そのため、貸付金には利息が付利され、将来の返済額は徐々に大きくなりますので、計画的な返済をおすすめします。

■長期定期保険、傷害保障重点期間設定型長期定期保険、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険については、貸付日から保険期間満了日までの期間が１０年以上ある場合に限り行います。

■実際に契約貸付制度をご利用の際は、手続き時に案内する確認事項等をあわせて確認ください。

❶貸付時期が保険料払込済後の場合、保険料相当額の差引きは行いません。

❷年払契約の場合に差引く金額は、年払保険料相当額の１２分の３になります。

❸貸付期間の満了日が保険期間満了日の翌日以後となる場合、貸付期間の満了日は保険期間満了日になります。

貸付期間を延長する場合も同様です。

❹所定の利率
利率は金融情勢等により変動することがあります。
利率については、当社ホームページを参照ください。

❺死亡保険金
リビング･ニーズ特約の特約保険金をお支払いする場合を含みます。

貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除

貸付金の元利金の返済がなされず、基準日❶においてその金額が解約払戻金額を超過した場合、当社はご契約を解除します。

○解約払戻金額の増加額に比べ、貸付金の元利金額の増加額が大きい場合、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがあります。
また、解約払戻金額は、保険期間の途中から減少し、満了時にはなくなるため、解約払戻金額が減少する期間において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過することがありますのでご注意ください。

【例】貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過し、ご契約が解除される場合のイメージ
保険種類：逓増定期保険

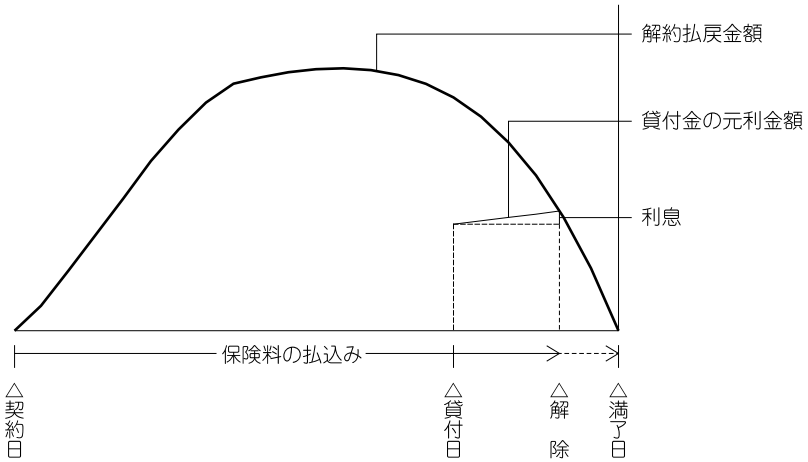

○貸付金の元利金額の超過によるご契約の解除は、次の流れに沿った取扱いとなります。
当社が通知した返済期限までに返済をお願いします。

≪ご契約が解除されるまでの例≫

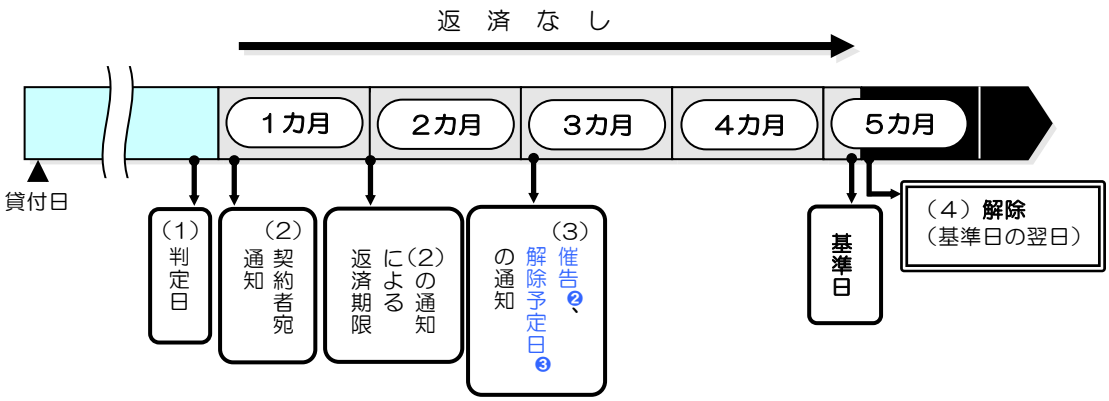

（1）判定日	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかを毎月判定します。
（2）契約者宛通知	貸付金の元利金額が超過すると判定した場合、判定日の翌月末日までに返済が必要である旨を契約者に通知します。
（3）催告、解除予定日の通知	（2）の通知に記載の返済期限までに返済がない場合、次の内容を契約者に通知します。 ・貸付金の元利金の返済の催告 ・基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合は、解除予定日にご契約を解除すること
（4）解除	基準日において、貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過している場合、（3）の通知に記載の解除予定日にご契約は解除されます。 この場合、支払うべき金額から貸付金の元利金を差引精算します。

❶基準日
「毎月の判定日の5カ月後の月における月ごと応当日の前日」をいいます。

❷催告
貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。

❸解除予定日
「基準日の翌日」をいいます。

○契約者が貸付金の元利金の一部を返済した場合、当社はあらためて所定の基準にもとづき、返済後の貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過しないかの判定を行います。
判定の結果、再び貸付金の元利金額が解約払戻金額を超過する場合は、新たな基準日❶をもとに、催告および解除予定日の通知をします。

❶新たな基準日
「超過状態となった直後の月ごと応当日の前日」をいいます。

注意

■解除により保障は失われます。解除されたご契約を元に戻すことはできません。
契約貸付制度を利用される場合は、計画的な返済をおすすめします。

■当社に登録いただいた住所について引越し等により変更がある場合、必ず連絡ください。❷
住所変更のご連絡がない場合は、当社は変更前の住所に貸付金の元利金の返済の催告および解除予定日の通知を送付しますので、変更後の住所に届かない場合があります。この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなし、ご契約が解除されることになります。

❷詳細は、「２０．住所等の変更に伴う手続き」を確認ください。

契約貸付制度を利用した保険料の払込み

契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、貸付金を未払込保険料に振替えることができる場合があります。

○保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。
この取扱いは、貸付金を保険料に直接振替えるため、銀行振込み等の手続きは不要です。

注意

■保険料の自動振替貸付制度（保険料の払込みがない場合に、所定の範囲内で当社が自動的に保険料を立替える制度）はありません。

■保険料の払込経路によっては、契約貸付制度を利用した保険料の払込みができない場合があります。

18 ご契約後の保障内容の見直し

※２０２５年６月現在の取扱いを記載しています。

ライフステージの変化等にあわせて、保障見直し制度を利用し、必要な保障内容への見直しができます。
（当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。）

○現在のご契約の責任準備金等（見直し価格）を新しいご契約の保険料の一部に充当して、当社所定の基準にもとづき、保障内容を見直すことができます。

注意

■保障見直し制度をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、例えば次の場合には、当制度を利用することができません。
- 申出時に当社が当制度を取扱っていない場合
- 契約日から２年を経過していない場合
- 被保険者の健康状態等についての告知や診査の結果、当制度が利用できない場合

保険金額の減額等により保障内容を見直したうえで、保障を継続することができます。

（１）保険金額❶の減額

○保険金額を減額し、保険料の負担を軽くしたい場合の取扱いです。
（減額した場合、減額分について減額後の所定の期間は保障が継続します。❷）

○減額した場合、当社は、将来の保険料を改め、減額分に対応する解約払戻金があるときは、これを契約者にお支払いします。

○解約払戻金をお支払いする場合で、減額の請求があった時までに到来している保険料期間の減額分に対応する未払込保険料があるときは、当社は、減額分に対応する未払込保険料を解約払戻金から差引いてお支払いします。

注意

■減額後の保険金額が当社の定める限度❸を下回る場合、保険金額の減額はできません。

（２）保険料払込済の終身保険（払済保険）への変更

○解約払戻金を一時払の保険料に充当して、保険料払込済の終身保険に変更できます。
この場合、通常、保険金額は小さくなります。
（当制度の利用にあたっては、当社の承諾が必要となります。）

○払済保険には変更日の終身保険の約款を適用し、払済保険金額は、払済保険に変更するご契約の解約払戻金額、払済保険への変更日における被保険者の年齢および保険料率により計算します。

注意

■払済保険への変更をご希望の場合、その時点での取扱いを案内しますので、当社まで申出ください。
なお、申出時に当社が当制度を取扱っていない場合は、利用できません。

■次に該当する場合、払済保険への変更はできません。
- 払済保険へ変更後の保険金額が当社の定める限度❹を下回る場合
- 払済保険への変更の対象となる契約に、特別条件のうち、特別保険料領収法が適用されている場合

※上記（１）または（２）のほか、保険料の払込みが困難な場合、契約者の申出により、契約貸付制度を利用し、所定の範囲内で保険料に充当できる場合があります。❺
この場合、保障内容を変更することなく、保障を継続することができます。

❶保険金額
逓増定期保険の場合は、基本保険金額となります。

❷減額後の減額分の保障については、解約時と同様の取扱いとなります。
詳細は、「１６．解約と解約払戻金」の「解約後の保障期間」を確認ください。

❸当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

❹当社の定める限度
詳細は当社ホームページを参照ください。

❺詳細は、「１７．契約貸付制度」の「契約貸付制度を利用した保険料の払込み」を確認ください。

19 死亡保険金受取人の変更

死亡保険金受取人を変更する場合の取扱い

契約者は、死亡保険金受取人を変更することができます。❶
また、受取人の変更は契約者の遺言によって行うこともできます。

○死亡保険金受取人の変更にあたっては、被保険者の同意を得たうえで、当社に必要書類❷を提出ください。
ただし、変更できるのは、被保険者が死亡するまでの期間です。

○遺言❸による死亡保険金受取人の変更にあたっては、契約者が死亡した後、契約者の相続人が当社に必要書類をすみやかに提出ください。
なお、遺言による死亡保険金受取人の変更は、被保険者の同意がなければその効力を生じません。

死亡保険金受取人が死亡した場合の取扱い

死亡保険金受取人が死亡した場合は、すみやかに受取人を変更ください。

○新たな死亡保険金受取人への変更が行われるまでの間は、死亡保険金受取人が死亡した時の法定相続人が死亡保険金受取人となります。❹

≪死亡保険金受取人の例≫

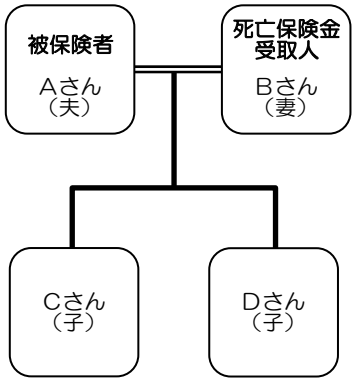

Aさんより先にBさん（死亡保険金受取人）が死亡し、死亡保険金受取人の変更が行われていない間

Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、Cさん、Dさんが死亡保険金受取人となります。

その後、新たな死亡保険金受取人への変更が行われないまま、受取人となったAさんが死亡した場合

Aさんの死亡時の法定相続人であるCさんとDさんが死亡保険金受取人となります。❺
（なお、CさんとDさんの死亡保険金の受取割合はそれぞれ５割ずつとなります。）

注意

■死亡保険金受取人の変更の通知が当社に到達する前に変更前の死亡保険金受取人に保険金をお支払いしたときは、その後、変更後の死亡保険金受取人から保険金の請求を受けても、当社は保険金を変更後の死亡保険金受取人にお支払いできません。

❶傷害死亡重点期間設定型介護保障保険の死亡保険金受取人は、契約者である法人に限ります。

❷必要書類
別表１参照

❸遺言
法律上有効な遺言に限ります。

❹受取人となった人が２人以上いる場合、その受取割合は均等割合とします。

❺被保険者であるAさんの受取人としての地位は、Aさんの死亡時の法定相続人であるCさん、Dさんに移行するため、Aさんは実際に受取人にはなれません。

20 住所等の変更に伴う手続き

こんなときはお知らせください

当社に登録いただいた住所等の情報について、引越しや結婚等により変更がある場合には、すみやかに当社に連絡ください。手続きを案内します。
住所変更のご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせをお届けできなくなることがあります。

○次のような場合は、ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口またはニッセイコールセンターに連絡ください。

こんなとき…

- 住所・電話番号の変更
- 死亡保険金受取人の変更
- 契約者の変更
- 改姓・改名
- 指定代理請求人の変更
- 保険料払込方法の変更
- 生命保険料控除証明書の再発行

等

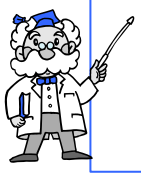

一部の手続きについては、日本生命アプリ・当社ホームページからも実施いただけます。
日本生命アプリ・当社ホームページから実施いただける手続きについて、こちらより確認いただけます。

注意

■住所変更について当社へご連絡がない場合、当社からの大切なお知らせ等の通知をお届けできなくなるため、必ず連絡ください。

■住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知を送付しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知が到達したものとみなします。

例えば、当社から変更前の住所に送付した保険料の払込みの案内および解除予定日の通知❶が、到達したものとみなされた場合で、保険料の払込みがないまま解除予定日を迎えたときは、ご契約が解除されることになります。

❶保険料の払込みの案内および解除予定日の通知
「１１．保険料の払込みの案内とご契約の解除」参照

21 生命保険と税金

※税務の取扱い等については２０２５年４月現在の税制・関係法令等にもとづき記載しています。
今後、税務の取扱い等が変わる場合もありますので、記載の内容・数値等は将来にわたって保証されるものではありません。個別の税務の取扱い等については、（顧問）税理士や所轄の国税局・税務署等に確認ください。

契約者が法人の場合の税務取扱

法人税法・同法施行令・同法施行規則・同基本通達等にもとづき税務の基本項目について説明しています。個別の取扱い等については、所轄の国税局・税務署等に確認ください。
※当社商品の「長期定期保険」、「傷害保障重点期間設定型長期定期保険」、「傷害死亡重点期間設定型介護保障保険」、「逓増定期保険」が以下の取扱いの対象となります。

（１）保険料の税務取扱

○保険料を支払った場合、下表の保険契約の最高解約返戻率❶の区分に応じて、それぞれ以下のとおり経理処理を行ってください。

①当該事業年度に下表の資産計上期間がある場合、支払保険料のうち、下表の資産計上額を資産に計上し、残額を損金算入ください。
②当該事業年度が、下表の資産計上期間および取崩期間の間の期間にある場合、支払保険料全額を損金算入ください。
③当該事業年度に下表の取崩期間がある場合、支払保険料全額を損金算入ください。
また、①で資産に計上した支払保険料の累計額を、下表の取崩期間で均等に取崩した金額を損金算入ください。

最高解約返戻率❶	資産計上期間	資産計上額	資産取崩期間
５０％以下	全期間にわたり、資産計上不要（支払保険料全額を損金算入）		
５０％超７０％以下❷	保険期間開始から当初４割相当期間まで	支払保険料×０．４（残額を損金算入）	保険期間の当初７．５割相当期間経過後から保険期間満了日まで
７０％超８５％以下		支払保険料×０．６（残額を損金算入）	
８５％超	Ⅰ.保険期間開始から最高解約返戻率となる期間（保険年度）まで Ⅱ.Ⅰの期間経過後において、年換算保険料に対する解約払戻金の年間増加割合❸が７割を超える期間があれば、保険期間開始からその期間まで Ⅲ.ⅠまたはⅡの期間が５年未満の場合は、５年間（保険期間１０年未満の場合は、保険期間の５割相当期間まで）	・契約日から１０年間：支払保険料×最高解約返戻率×０．９（残額を損金算入） ・契約日から１１年目以降：支払保険料×最高解約返戻率×０．７（残額を損金算入）	解約払戻金額が最も高い金額となる期間経過後から保険期間満了日まで ただし、Ⅲの場合、資産計上期間の経過後から保険期間満了日まで

＜昭和 44 年５月１日付直審（法）25「法人税基本通達等の制定について」＞[令和元年６月 28 日課法 2-13、課審 6-10、査調 5-3 により改正]にもとづく取扱いとなります。

❶最高解約返戻率
保険期間中の解約返戻率のうち、最も高くなる解約返戻率をいいます。
解約返戻率は、解約払戻金額を払込保険料の合計額で除した割合であり、各保険年度末における割合を用います。

❷１被保険者あたりの年換算保険料相当額が３０万円以下の場合、保険料全額を損金に算入ください。なお、１被保険者が複数のご契約に加入している場合、合計額で判定します。

❸解約払戻金の年間増加割合
以下の算式にて計算します。
（当年度の解約払戻金－前年度の解約払戻金）÷年換算保険料

○保険契約の死亡保険金受取人が役員・従業員の遺族の場合、次の取扱いも確認ください。
- 役員または部課長その他特定の従業員のみを被保険者としている場合には、当該保険料の額は当該役員または従業員に対する給与となります。
- 個々の役員・従業員の保険金額に格差がある場合、その格差が職種、年齢、勤続年数等に応じた合理的なものでなければ、当該保険料の額は当該役員または従業員に対する給与となります。
- 同族会社で、役員・従業員の大部分が同族関係者である場合には、当該保険料の額は、当該同族関係者に対する給与となります。

○保険料払込期間が保険期間より短い場合、保険料のうち「保険料×保険料払込期間÷保険期間」で算出した「当期分保険料」を基準として、ご加入の保険契約に応じた経理処理を行ってください。保険料と当期分保険料の差額については前払保険料として資産計上し、保険料払込期間経過後に、この前払保険料累計額を、保険料払込期間経過後から保険期間満了日までの期間で均等に取崩して損金算入ください。

（２）配当金の税務取扱

○配当金は全額を益金に算入ください。

（３）保険金の税務取扱

○法人が保険金❶を受取ったときは、「２１．生命保険と税金」の「契約者が法人の場合の税務取扱」の「（１）保険料の税務取扱」で資産に計上した金額および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取った保険金との差額は雑収入として益金に算入ください。

○役員や従業員の方が、死亡した場合に支払われる死亡退職金・弔慰金は原則として損金として処理することができます。ただし、役員の場合、適正な額をこえるときは損金算入できません。
（法人税法第３６条　同施行令第７２条）

○役員・従業員の遺族が死亡保険金を受取ったときは、相続税の課税対象となります。
（相続税法第３条第１項第１号、相続税法基本通達３－１７）

（４）解約払戻金の税務取扱

○法人が解約払戻金等を受取ったときは、「２１．生命保険と税金」の「契約者が法人の場合の税務取扱」の「（１）保険料の税務取扱」で資産に計上した金額および配当金積立金の資産計上額を取崩し、受取った解約時受領額との差額は雑収入（雑損失）として益金（損金）に算入ください。

❶保険金
受取人が法人のリビング・ニーズ特約の特約保険金を含みます。

なお、受取人が被保険者のリビング・ニーズ特約の特約保険金は、全額非課税となります。

生命保険料控除（契約者が個人の場合）

払込みいただいた保険料に応じて、一定額がその年の所得から控除されるため、所得税と住民税が少なくなります。

（１）生命保険料控除の具体内容

○生命保険料控除の対象となるご契約・保険料

・控除の対象となるご契約　⇒　納税する人が保険料を支払い、死亡保険金受取人が自己または配偶者その他の親族であるご契約

・控除の対象となる保険料　⇒　１月から１２月までに払込まれた保険料の合計額から、その期間に支払われた配当金を差引いた額

○生命保険料控除の種類

長期定期保険・傷害保障重点期間設定型長期定期保険・逓増定期保険の保険料は一般生命保険料控除の対象となります。

※上記のほか、生命保険料控除の種類には、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除があります。

○生命保険料控除額

一般生命保険料控除、介護医療保険料控除、個人年金保険料控除それぞれについて、控除額が所得から控除されます。

＜所得税＞

年間正味払込保険料	控除額　＊
20,000 円以下	全額
20,000 円超 40,000 円以下	正味払込保険料×1/2＋10,000 円
40,000 円超 80,000 円以下	正味払込保険料×1/4＋20,000 円
80,000 円超	一律　40,000 円

＊　各保険料控除の合計適用限度額は、合計１２万円となります。

＜住民税＞

年間正味払込保険料	控除額　＊
12,000 円以下	全額
12,000 円超 32,000 円以下	正味払込保険料×1/2＋6,000 円
32,000 円超 56,000 円以下	正味払込保険料×1/4＋14,000 円
56,000 円超	一律　28,000 円

＊　各保険料控除の合計適用限度額は、合計７万円となります。

（２）生命保険料控除の手続き

○生命保険料控除の適用を受けるには申告が必要です。当社から「生命保険料控除証明書」（以下、「控除証明書」といいます。）を発行しますので、次の要領で申告ください。

給与所得者	毎年１２月の給与の支払われる前日までに、「給与所得者の保険料控除申告書」に「控除証明書」を添付して勤務先に提出し、年末調整を受けてください。ただし、団体扱契約の場合は、勤務先の代表者等の確認印でよいため、「控除証明書」は発行しません。
申告納税者	事業所得者等の申告納税者の方は、確定申告の際「確定申告書」に生命保険料控除対象額を記入し、「控除証明書」を添付のうえ税務署に提出し、控除を受けてください。

≪「控除証明書」の送付時期≫

「控除証明書」の送付時期は毎年１１月頃です。❶
ただし、ご契約初年度については、契約日が１０月１日以降のご契約の場合、ご契約を引受け後に送付します。

❶保険料の前納中のご契約等については、取扱いが異なります。

保険金の税法上の取扱い（契約者が個人の場合）

保険金の受取りにあたっては、税金がかかるもの、また非課税となるものがあります。

（１）死亡保険金・傷害死亡保険金の課税取扱

○死亡保険金・傷害死亡保険金の受取りにあたっては、次のとおり税金がかかります。
税の種類は、契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

ご契約内容	例 ＊			税の種類
	契約者	被保険者	受取人	
契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
契約者と受取人が同一人の場合	夫	妻	夫	所得税❷（一時所得）
契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税

＊ 上記例では、契約者が夫の場合を例示していますが、契約者が妻の場合にも同様の取扱いとなります。
（具体的には、上記例の「妻」と「夫」を入替えた形となります。）

❷所得税に加え、復興特別所得税が別途課税されます。（２０２５年４月現在）

（２）死亡保険金・傷害死亡保険金❸の非課税限度額

○契約者と被保険者が同一人で、死亡保険金受取人が契約者の法定相続人にあたる場合には、死亡保険金・傷害死亡保険金に対して相続税法上一定の金額が非課税となることがあります。

❸死亡保険金・傷害死亡保険金
契約が２件以上の場合は合計します。

（３）リビング・ニーズ特約の特約保険金の非課税扱

○リビング・ニーズ特約の特約保険金について、受取人が被保険者の場合には全額非課税となります。

22 その他生命保険に関するお知らせ

個人情報の取扱い

当社では、お客様からいただいた個人情報を以下の目的の範囲内で利用いたします。

◆各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
◆ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
◆その他保険に関連・付随する業務

■お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報

お客様の健康状態・傷病歴等に関する情報は、ご本人の同意なしに取得せず、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。また、当該情報は、保険業の適切な業務運営を確保する必要性から、業務遂行上必要な範囲内で、各種保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等の支払い、保険商品の開発等の目的のために取得・利用いたします。
なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、利用目的が限定されています。

■お申込みいただいたご契約が不成立となった場合の情報管理

お申込みいただいたご契約が不成立となった場合においても、お客様からいただいた個人情報は、ご契約が成立しなかった理由にかかわらず、当社において上記目的の範囲内で利用いたします。なお、ご提出いただいた申込書・告知書・診査書等の書類につきましては、ご契約の成立・不成立にかかわらずご返却いたしませんのでご了解ください。

■再保険会社への情報提供

当社は、お引受けする保険契約について、引受リスクを適切に分散するために再保険を行うことがあり、再保険会社における当該保険契約の引受け、継続・維持管理、保険金・給付金等支払いに関する利用のために、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報等当該業務遂行に必要な個人情報を再保険会社に提供することがあります。

■被保険者・受取人・指定代理請求人・後継保険契約者への個人情報の提供

当社は、お客様との間の保険契約について、保険契約の継続・維持管理、保険金・給付金等の支払いを目的に、契約者の情報のほか、被保険者氏名、性別、生年月日、保険金額等の契約内容に関する情報を、契約者を同一とする契約の被保険者・受取人（後継年金受取人・死亡時支払金受取人を含む）・指定代理請求人・後継保険契約者に提供する場合があります。

注意

■取引時に確認したお客様の情報（住所／所在地・氏名／事業者名・職業／事業の内容等）に変更があった場合には、すみやかに当社まで連絡ください。

個人情報保護方針（お客様の個人情報の取扱い）❶

❶２０２５年６月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

ニッセイでは、お客様から信頼いただける保険会社を目指すため、個人情報の取扱いに関する方針を定め、お客様からお預かりしている大切な個人情報の適正な管理・利用と保護に努めています。また、適正な個人情報保護を実現するため、この方針を継続的に維持・改善してまいります。

１．情報の収集
お客様の個人情報は、各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いその他業務上必要な範囲で収集します。

２．収集する情報の種類
各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い等に必要な個人情報として主に、お客様の住所・氏名・生年月日の他、お客様の健康状態、職業について収集させていただいております。また、ニッセイが提供する各種商品・サービス等に関連し、業務上必要な範囲でお客様の個人情報をご提供いただく場合があります。

３．情報の収集方法
ニッセイでは、適法かつ公正な手段によって、お客様の個人情報を収集いたします。主には、申込書・契約書・請求書・アンケート等（電磁的方法を含む）により収集させていただいております。また、キャンペーン等の実施により、インターネット・はがき等で収集させていただく場合があります。

４．利用目的
お客様の個人情報（「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下、「番号法」といいます）に定める個人番号を除きます）は、以下の業務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
（１）各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
（２）関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
（３）ニッセイの業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
（４）その他保険に関連・付随する業務
なお、お客様にご案内したメール等のメッセージやビラ等のコンテンツ・当社のウェブサイトやアプリの閲覧履歴、お客様の取引履歴等の情報を分析して、各種商品・サービスのご案内・提供（広告等の配信を含む）をさせていただく場合がございます。
お客様の個人番号については、番号法に基づき、以下の事務に必要な範囲内においてのみ利用いたします。
（１）保険取引に関する支払調書作成事務
（２）企業年金に関する支払調書・源泉徴収票作成事務
（３）投資信託に関する口座開設事務および支払調書作成事務
（４）不動産取引に関する支払調書作成事務
（５）報酬、料金、契約金および賞金の支払調書作成事務
（６）その他法令等に定める個人番号関係事務等
これらの利用目的は、個人情報保護方針をホームページ、ディスクロージャー誌等に掲載することにより公表いたします。また、書面等によりお客様から直接お客様の個人情報を収集する場合には、あらかじめお客様にこれらの利用目的を明示いたします。

５．情報の管理・安全管理措置
お客様の個人情報を正確かつ最新なものにするために、業務上必要な範囲内で適切な措置を講じます。また、お客様の個人情報への不正なアクセスや漏洩、滅失、き損の防止その他お客様の個人情報の安全管理のために必要かつ適切と考えられる対策を講じます。

６．情報の提供
ニッセイでは、以下の場合を除き、お客様の個人情報（個人番号を除きます）を第三者に提供いたしません。
（１）あらかじめお客様の同意がある場合
（２）法令に基づく場合のほか、個人情報の保護に関する法律（「個人情報保護法」）によりお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を第三者に提供することが認められている場合
（３）ニッセイの業務遂行上必要な範囲で、お客様の個人情報をニッセイの業務の委託先に提供する場合
（４）個人情報保護法に従ってお客様の個人情報の共同利用を行う場合
（５）その他個人情報保護法に基づきお客様の同意を得ないでお客様の個人情報を提供することが認められている場合
お客様の個人番号については、個人番号利用事務実施者への提出、個人番号の取扱いの全部または一部の委託を行う場合等、番号法で認められた場合を除き、第三者に提供いたしません。

7．情報の開示・訂正等

お客様からお客様ご自身に関する個人情報の開示・訂正等の依頼があった場合は、ご本人であることを確認させていただいたうえで、特別の理由がない限り速やかに対応いたします。

8．関係法令等の遵守

お客様の個人情報については、個人情報保護法および番号法その他の関連法令・ガイドラインや一般社団法人生命保険協会の「生命保険業における個人情報保護のための取扱指針」等の定義、考え方、取扱い等を遵守して対応いたします。

9．コンプライアンス・プログラムの策定・改善

お客様の個人情報の取扱いが適正に行われることを確保するため、コンプライアンス・プログラムを策定し、ニッセイの従業者・業務の委託先その他関係者に周知徹底させるとともに、必要かつ適切な監督を行ってまいります。

また、本指針およびコンプライアンス・プログラムの内容を適宜見直し、改善いたします。

10．個人情報に関するお客様申出

お客様からの個人情報の取扱いに関するお申し出については、当社個人情報申出窓口等で適切かつ迅速に対応いたします。

ニッセイコールセンター：0120-201-021（通話料無料）
＜ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）＞：0120-147-369（通話料無料）
受付時間：月～金曜日　9:00～18:00
土曜日　9:00～17:00
（祝日、12/31～1/3 を除く）

○当社が対象事業者となっている認定個人情報保護団体について
当社は、認定個人情報保護団体である一般社団法人生命保険協会の対象事業者です。
同協会では対象事業者の個人情報の取扱いに関する苦情・相談を受付けております。
＜お問合せ先＞
一般社団法人生命保険協会　生命保険相談所：
ホームページアドレス　https://www.seiho.or.jp

※最新の個人情報保護方針は当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

当社は生命保険契約者保護機構に加入しています

○当社は、お客様への保険金等のお支払いを確実に行うため、リスク管理と健全性の確保に努めています。
○保険会社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
○なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合には、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることとなります。ただし、この場合にも、保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。

❶２０２５年４月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

生命保険契約者保護機構❶

○「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます。）の概要は以下のとおりです。
●保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払に係る資金援助および保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
●保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
●保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定（＊１）に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約（＊２）を除き、責任準備金等（＊３）の９０％とすることが、保険業法等で定められています。（保険金・年金等の９０％が補償されるものではありません。（＊４））
●なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

＊１　特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。
＊２　破綻時に過去５年間で常に予定利率が基準利率（※１）を超えていた契約を指します（※２）。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。
高予定利率契約の補償率　＝　90％－{（過去５年間における各年の予定利率－基準利率）の総和÷2}
（※１）基準利率は、生保各社の過去５年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社又は保護機構のホームページで確認できます。
（※２）一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。
＊３　責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払に備え、保険料や運用収益などを財源として積立てている準備金等をいいます。
＊４　個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その 90％が補償されるものではありません。

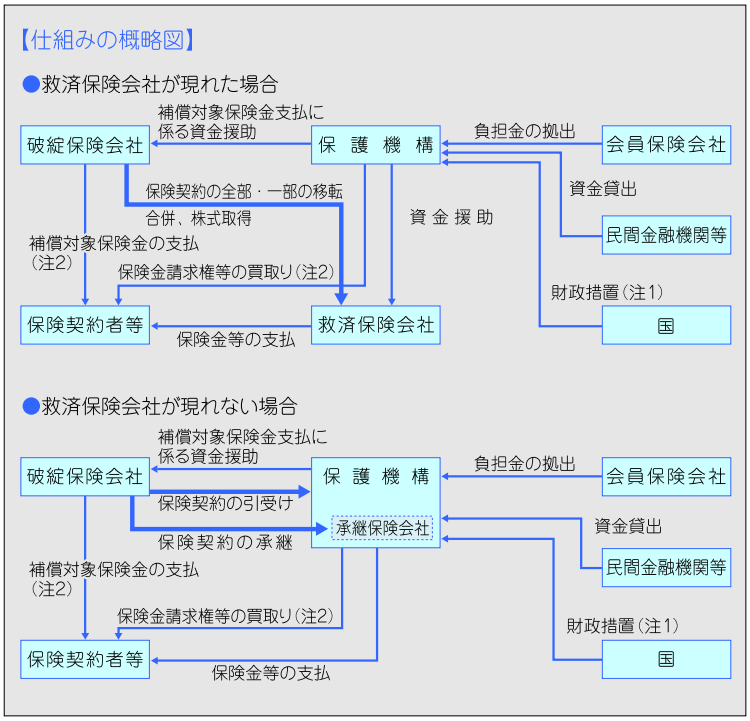

（注１）上記の「財政措置」は、２０２７年３月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行なわれるものです。

（注２）破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買い取ることを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります。（高予定利率契約については、＊２に記載の率となります。）

○補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て２０２５年４月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります。（最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）で確認できます。）

○生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関する詳細については、「生命保険契約者保護機構」までお問合せください。

●生命保険契約者保護機構

ＴＥＬ　０３－３２８６－２８２０

月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前９時～正午、午後１時～午後５時

ホームページアドレス　https://www.seihohogo.jp

契約内容登録制度・契約内容照会制度・支払査定時照会制度（他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用）❶

❶２０２５年４月現在の内容を記載しており、変更の可能性があります。
最新の内容については、当社ホームページを確認ください。

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実に行われるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、以下のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

■契約内容登録制度・契約内容照会制度

お客様のご契約内容が登録されることがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下「保険契約等」といいます。）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下「保険金等」といいます。）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます。）に基づき、当社の保険契約等に関する下記の登録事項を共同して利用しております。
保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する以下の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、増額日または特約の中途付加日❷（以下「契約日等」といいます。）から５年間（被保険者が１５歳未満の保険契約等については、「契約日等から５年間」と「契約日等から被保険者が１５歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。
当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

❷当冊子に記載の保険契約には、復活、増額、特約の中途付加はありません。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【登録事項】
２０２４年３月３１日以前の登録事項
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
（２）死亡保険金額および災害死亡保険金額
（３）入院給付金の種類および日額
（４）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日
（５）取扱会社名

２０２４年４月１日以降の登録事項❶❷
（１）保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします。）
（２）普通死亡保険金❶の金額
（３）入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
（４）災害死亡保険金❷の金額
（５）がん給付金の一時金額
（６）就業不能保障給付金の月額
（７）先進医療保障給付の件数
（８）契約日、復活日、増額日および特約の中途付加日❸
（９）取扱会社名

※２０２４年４月１日以降に復活、増額または特約の中途付加❸、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号❹に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記（２）～（７）に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp）の「加盟会社」をご参照ください。

※「契約内容登録制度・契約内容照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

❶当冊子に記載の保険契約では、長期定期保険契約、逓増定期保険契約の死亡保険金が登録対象となります。

❷当冊子に記載の保険契約では、傷害保障重点期間設定型長期定期保険契約、傷害死亡重点期間設定型介護保障保険契約の傷害死亡保険金が登録対象となります。

❸当冊子に記載の保険契約には、復活、増額、特約の中途付加はありません。

❹当社では、契約番号となります。

■支払査定時照会制度

保険金等のご請求に際し、お客様のご契約内容等を照会させていただくことがあります。
当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下「保険契約等」といいます。）の解除、取消もしくは無効の判断（以下「お支払い等の判断」といいます。）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する以下の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。

保険金、年金または給付金（以下「保険金等」といいます。）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会を行い、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し情報を提供すること（以下「相互照会」といいます。）があります。相互照会される情報は以下のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または死亡保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア）～オ）に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。各手続きの詳細については、当社までご連絡ください。

ア）当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
イ）当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
ウ）本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
エ）当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合
オ）本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合

【相互照会事項】
次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後５年を経過した契約に係るものは除きます。
（１）被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします。）
（２）保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から５年以内のものとします。）
（３）保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

※「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp）の「加盟会社」をご参照ください。

※「支払査定時照会制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）をご確認ください。

財産的基礎の充実

○当社はお客様への保険金支払余力のより一層の向上と、保険相互会社としての「財産的基礎の充実」を図るため、総代会決議に基づき、基金の募集を行っております。

○基金とは、保険業法に基づく拠出者からの資金であり、お客様のご契約をはじめとする保険相互会社の債務を担保することから、保険相互会社にとっての資本とみなされます。なお、近年の募集状況は以下のとおりです。

	２０１５年度	２０１７年度	２０１９年度	２０２１年度
①募集額	５００億円	５００億円	５００億円	５００億円
②償却期間	４年	４年	５年	５年
③金利	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）	市場実勢金利（固定）

○これにより、基金償却積立金とあわせ、基金の総額は１兆４,５００億円となっております。

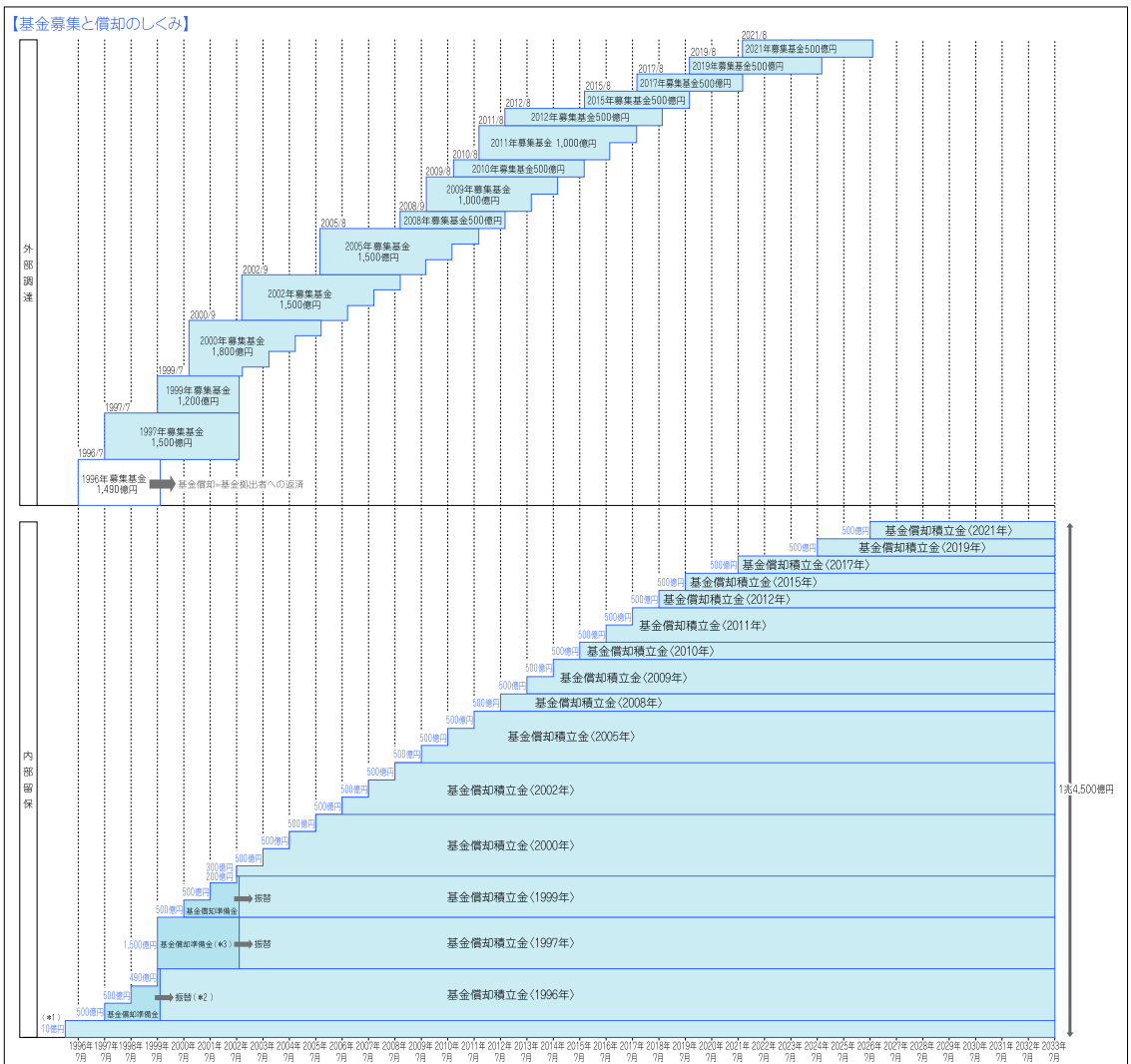

*1　保険業法に定める基金の総額の最低額10億円です。
*2　保険業法第56条の規定により、基金を償却するときは、その償却する金額に相当する金額を、基金償却積立金として積立てることが定められています。
基金償却の準備財源として任意積立金に基金償却準備金があり、基金償却時に基金償却積立金に振替えられます。
*3　1999～2001年度決算に予定していた基金償却準備金1,500億円の積立を前倒しで実施しました。

（２０２５年６月現在）

相互会社運営

【相互会社】

○保険会社の会社形態には、「相互会社」と「株式会社」があり、当社は、ご契約者同士が助け合う相互扶助の考え方にもとづく相互会社の形態をとっています。

○相互会社では、有配当保険のご契約者が保険加入と同時に会社の構成員である「社員」となります。

○当社は、相互会社制度を通じ、“「社員」の皆様の声にもとづく経営”を行っています。

【総代会の位置づけと運営】

○「総代会」は、株式会社における株主総会に代わるべき機関として設置され、「社員」の中から選出された総代により構成されます。経営に関する重要事項（定款の変更、剰余金の処分、取締役の選任等）の審議と決議を行うとともに、幅広いご意見・ご要望を伺います。

○「社員」は、総代会を傍聴することができます。傍聴者の資格や申し込み方法などの詳細については、毎年５～６月に当社の支社等の店頭に掲示するポスターや当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）にてお知らせします。

（注）傍聴者は、次の資格を満たす必要があります。

・「社員」のうち、前年度末において１年以上有効に継続しており、かつ総代会当日に引続き有効に継続している保険契約の契約者であること、またはその法定代理人であること。

・総代会当日に、年齢が満１８歳に達していること。

○総代会の議事録および議事要旨（質疑応答の要旨）は、当社ホームページ（https://www.nissay.co.jp）にてご覧いただけます。

【総代とその選出】

（総代）

○総代の任期は４年（重任限度は通算８年）です。

○総代は、社員を代表し、多様な視点から経営のチェックを行うため、全国各地より、職業・年齢などの面で幅広く選出されています。また、総代は、実際に総代会へ出席し、実質的な審議を行うことが求められています。

（総代の選出）

○総代の選出にあたっては、総代会に社員の総意を適正に反映させる観点より、社員の中から、特定の社員の利益に偏ることなく、社員全体の利益を代表しうる方を選出することが求められています。このため、総代候補者選考委員会が候補者を推薦し、その候補者に対して社員の意思を直接反映できるよう社員投票を実施する方式を採用しています。

○具体的には、以下の方法により、総代が選出されます。

・社員の中から総代会で選任された選考委員で構成される総代候補者選考委員会が総代候補者を選考します。

・総代候補者選考委員会で選考された個々の総代候補者について、全社員による社員投票を行います。個々の候補者に対する不信任投票の数が、社員総数の１０％に達しない場合は、これらの候補者が総代として選出されます。（社員投票は、２年に１度実施しており、投票書類を全社員に送付します。）

【社員の権利義務】

○社員の権利には、社員配当金請求権等、単独で行使可能な権利のほか、一定数以上の社員による、臨時総代会の招集請求権、総代会の議題提案権、総代会検査役選任請求権等があります。
また、上記のとおり、社員投票や総代会の傍聴を行うことができます。

○社員は、同時に契約者として、保険約款に基づく保険金等の請求権や、保険料の払込義務等の権利義務を有します。

【ニッセイ懇話会】

○「ニッセイ懇話会」は、全国各地のご契約者に、当社の事業活動を説明し、経営全般や商品・サービスなどに関するご意見・ご要望をお伺いする場として、１９７５年から毎年開催しています。
主なご意見・ご要望とその対応は、総代会にも報告しています。

○ニッセイ懇話会の開催は、ホームページ、支社等へのポスター掲示や営業職員を通じてお客様へお渡ししている情報提供冊子等でご案内し、幅広くご出席者を募集しています。

【相互会社運営に関する意見等の申出方法】

○総代数・総代の選考方法をはじめ、相互会社運営に関するご意見・ご要望等がございましたら、以下の宛先まで、文書にてお寄せください。

〒１００－８２８８　東京都千代田区丸の内１－６－６　日本生命保険相互会社　企画総務部

保 険 用 語 の 説 明

	保険用語	説明
か	**解除** （かいじょ）	告知義務違反があった場合や、所定の期日内に保険料の払込みがない場合等に、保険期間の途中で当社がご契約を消滅させることをいいます。
	解約 （かいやく）	保険期間の途中で、契約者の意思によりご契約を消滅させることをいいます。
	解約払戻金 （かいやくはらいもどしきん）	ご契約を解約された場合等に、契約者に払戻すお金をいいます。
け	**契約応当日** （けいやくおうとうび）	ご契約後の保険期間中に迎える毎年の契約日に対応する日をいいます。 また、月ごと応当日は、各月の契約日に対応する日をいいます。 〔例〕６月１日契約の場合 契約応当日　⇒　毎年の６月１日 月ごと応当日　⇒　毎月の１日
	契約者 （けいやくしゃ）	当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（例えば、契約内容変更等の請求権）と義務（例えば、保険料支払義務）を有する人をいいます。
	契約内容通知書 （けいやくないようつうちしょ）	ご契約の保険金額や保険期間等のご契約内容を具体的に記載したものをいいます。
	契約年齢 （けいやくねんれい）	契約日における被保険者の年齢をいいます。この年齢は満年齢で計算し、１年未満の端数は切捨てます。この年齢の計算方式を「満年齢方式」といいます。 〔例〕３５歳７カ月の被保険者の方の契約年齢は３５歳になります。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。
	契約日 （けいやくび）	保険期間等の計算の基準日をいいます。
こ	**告知義務** （こくちぎむ）	契約者や被保険者はご契約の申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態等、「告知書（告知入力画面）」で当社がお伺いすることについて、事実をありのまま正確にもれなく記入（告知）いただくことを要します。また、当社指定の医師が口頭で告知を求める場合にも同様に、事実をありのまま正確にお伝え（告知）いただくことを要します。 これらを告知義務といいます。
	告知義務違反 （こくちぎむいはん）	「告知書（告知入力画面）」の質問事項または医師からの質問に対して、事実が告げられなかったときには、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。
	告知書 （こくちしょ）	ご契約の申込みに際して、過去の傷病歴（傷病名・治療期間など）、現在の健康状態等について記入していただく書面のことをいいます。 ※当社所定の端末にて告知いただく場合には、「告知入力画面」といいます。
	ご契約後の被保険者の年齢 （ごけいやくごのひほけんしゃのねんれい）	毎年の契約応当日に契約年齢に１歳ずつ加えて計算した年齢をいいます。 ※当しおりにおける年齢は、「契約年齢」または「ご契約後の被保険者の年齢」で記載しており、満年齢の場合は、満〇歳と記載しています。

	保険用語	説明
さ	**催告** （さいこく）	払込期月内に保険料の払込みがないご契約の契約者や、契約貸付制度による貸付金の元利金額が所定の日において解約払戻金額を超過すると判定されたご契約の契約者に対し、当社が保険料の払込みや貸付金の元利金の返済を請求することをいいます。
し	**指定代理請求人** （していだいりせいきゅうにん）	所定の保険金について、その保険金の受取人が保険金を請求できない所定の事情があるとき、保険金の受取人に代わって請求を行うために、被保険者の戸籍上の配偶者等、所定の範囲内で、被保険者の同意を得てあらかじめ契約者が指定した人をいいます。
	支払事由 （しはらいじゆう）	約款で定める、保険金をお支払いする事由をいいます。 この支払事由に該当した場合に、保険金をお支払いします。
	傷害 （しょうがい）	対象となる傷害には、疾病・老衰は含まれません。 また、「軽微な傷害により疾病を発症しまたはその症状が増悪した場合における、その軽微な傷害」および「処刑」については、対象となる傷害から除きます。
	診査 （しんさ）	医師扱のご契約を申込まれた場合に、当社の指定する医師により問診、検診をさせていただくことをいいます。 また、健康診断または人間ドックの結果資料を提出いただくことで診査に代える方法等もあります。
せ	**責任開始時／責任開始の日** （せきにんかいしじ／せきにんかいしのひ）	当社がご契約上の保障を開始する時点を責任開始時といい、その責任開始時を含む日を責任開始の日といいます。
	責任準備金 （せきにんじゅんびきん）	将来の保険金をお支払いするために保険料の中から積立てるお金をいいます。
	前納 （ぜんのう）	年払契約において、将来の年払保険料を、所定の方法により、あらかじめ指定した回数分だけまとめて払込みいただくことをいいます。 この場合、所定の利率で保険料を割引きます。
つ	**月ごと応当日** （つきごとおうとうび）	⇒「契約応当日」を参照ください。
て	**定款** （ていかん）	当社の組織や事業運営の基本となる規則等を記載したものをいいます。
と	**特別条件** （とくべつじょうけん）	ご契約を引受けるにあたり、被保険者の現在の健康状態や過去の傷病歴等に応じてご契約につける条件（保険料を割増して払込みいただく等）のことをいいます。
	特約 （とくやく）	契約者の申出にもとづいた手続きをするためや、普通保険約款に記載されている内容と異なる特別なお約束をする目的で付加するものをいいます。
は	**配当金** （はいとうきん）	決算によって生じた剰余金から契約者等に分配されるお金をいいます。
	払込期月 （はらいこみきげつ）	毎回の保険料を払込みいただく期間をいい、具体的な払込期月は次のとおりです。 ●第１回目の保険料 責任開始の日から翌月の末日まで ●第２回目以後の保険料 月ごと応当日（年払の場合は契約応当日）の属する月の１日から末日まで
ひ	**被保険者** （ひほけんしゃ）	その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

	保険用語	説明
	被保険者の年齢 （ひほけんしゃのねんれい）	⇒「ご契約後の被保険者の年齢」を参照ください。
ほ	**保険期間** （ほけんきかん）	当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。この期間内に死亡した場合等に、保険金の支払対象となります。
	保険金 （ほけんきん）	被保険者が死亡した場合等に、お支払いするお金をいいます。
	保険金の受取人 （ほけんきんのうけとりにん）	保険金を受取る人をいいます。
	保険年度 （ほけんねんど）	保険期間の始期（契約日）から起算して、満１カ年を第１保険年度といいます。以下順次、第２保険年度、第３保険年度……と保険年度を定めます。
	保険料 （ほけんりょう）	契約者に払込みいただくお金をいいます。
	保険料期間 （ほけんりょうきかん）	保険料が充当される期間のことをいいます。 月ごと応当日（年払の場合は、契約応当日）からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間となります。 ＊第１回目の保険料の保険料期間は、契約日からその翌月の月ごと応当日（年払の場合は、その翌年の契約応当日）の前日までの期間です。
	保険料払込期間 （ほけんりょうはらいこみきかん）	保険料を払込みいただく期間のことをいいます。
	保険料率 （ほけんりょうりつ）	保険料を計算する際に用いる率のことをいいます。保険料は、基準となる保険金額に保険料率を乗じて計算されます。
み	**未払込保険料** （みはらいこみほけんりょう）	すでに到来している保険料期間に対応する保険料のうち、まだ払込まれていない保険料のことをいいます。
め	**免責事由** （めんせきじゆう）	約款で定める、保険金をお支払いできない事由をいいます。 支払事由に該当した場合でも、この免責事由に該当した場合には保険金をお支払いできません。
や	**約款** （やっかん）	ご契約のご加入から消滅までのとりきめを記載したもので、普通保険約款と特約約款があります。
よ	**予定利率** （よていりりつ）	保険料を算出するにあたり、将来の資産運用による一定の運用収益をあらかじめ見込み、その分の保険料を割引くときの割引率をいいます。

MEMO

MEMO

MEMO

MEMO

生命保険のお手続きやお問合せ

（2025年6月現在）

ニッセイトータルパートナー、最寄りのお客様窓口、ニッセイコールセンターまたは保険金・給付金ダイヤルに連絡ください。

●お客様番号（お客様ID）もしくは契約番号（証券記号番号）をご用意のうえ、契約者ご本人からお問合せください。

電話でのお手続き

ニッセイコールセンター

0120-201-021（通話料無料）

〈ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）〉

0120-147-369（通話料無料）

保険金・給付金ダイヤル

0120-279-481（通話料無料）

受付時間	月～金曜日	9:00～18:00
	土曜日	9:00～17:00

※祝日、12／31～1／3を除く

※お電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実などの観点から録音をさせていただきますので、あらかじめご了承ください。

※なお、その他お電話にあたっての留意事項は、当社ホームページを参照ください。

窓口でのお手続き

ニッセイ・ライフプラザの住所・地図などの店舗情報をご確認いただけます。

日本生命アプリ・当社ホームページでのお手続き

パソコン　https://www.nissay.co.jp　日本生命　検索

スマートフォン

利用可能時間

月曜日	8:00～24:00	出金手続・一部変更手続について	
火～土曜日	24時間	月～土曜日	8:00～23:45
日曜日・祝日	0:00～20:00	日曜日・祝日	8:00～20:00

※毎月25日直前の日曜日（19～25日のうちの日曜日）、12／31～1／3、5／3～5／5を除く

ダウンロードはお済みですか？

まだお済みでない方は「日本生命アプリ」をいますぐダウンロード！

NISSAY

※上記以外にも、一部でご利用いただけない時間帯がございます。詳しくは、当社ホームページを参照ください。

説明事項ご確認のお願い

「注意喚起情報」および「ご契約のしおり－定款・約款」は、ご契約に伴う大切なことがらを記載したものですので、必ずご一読いただき、内容を十分に確認のうえ、ご契約を申込みいただくようお願いします。
なお、後ほど交付する契約内容通知書とともに大切に保管し、活用ください。

特に…

しおりのページ

クーリング・オフ制度（契約申込みの撤回）…… P14

健康状態等の告知義務 …… P26

責任開始（保障の開始）と契約日 …… P29

保険料の払込方法 …… P42

保険料の払込期月・保険料期間 …… P44

保険料の払込みの案内とご契約の解除 …… P46

保険金をお支払いできない場合 …… P54

解約と解約払戻金 …… P61

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことがらです。
告知および保険料の受領など職員の役割を含めて、説明の中でわかりにくい点がございましたらニッセイコールセンターにお問合せください。

引受保険会社

NISSAY

日本生命保険相互会社

本　　店
〒541-8501　大阪市中央区今橋3-5-12

東京本部
〒100-8288　東京都千代田区丸の内1-6-6

生命保険のお手続きやお問合せにつきましては
0120-201-021（ニッセイコールセンター）（通話料無料）
〈ご高齢のお客様専用（シニアほっとダイヤル）〉
0120-147-369（通話料無料）

ホームページ　https://www.nissay.co.jp

上記募集人はお客様と左記引受保険会社の保険契約の締結の媒介を行うものであり、保険契約締結の代理権はありません。

[㊞日本25-1546] [登録年月日25/6/23] (商品開発部2025.6.12,500 No.0881)㊸